

令和2年第2回那須烏山市議会3月定例会（第4日）

令和2年2月28日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時40分

◎出席議員（17名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	8番	滝口貴史
9番	小堀道和	10番	相馬正典
11番	田島信二	12番	渋谷由放
13番	久保居光一郎	14番	沼田邦彦
15番	中山五男	16番	高田悦男
17番	平塚英教		

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	高濱裕子
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	佐藤博樹
総務課長	福田守
税務課長	澤村誠一
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	小田倉浩

上下水道課長

佐藤光明

学校教育課長

神野久志

生涯学習課長

菊池義夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大谷啓夫

書記

菊地静夫

書記

増子莉紗

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

---

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**〔午前10時00分開議〕**

○議長（沼田邦彦） おはようございます。傍聴席の皆様方には、早朝よりお集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。また、マスクの着用、御協力をいただきまして、ありがとうございます。

ただいま出席している議員は17名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

**◎日程第1 一般質問について**

○議長（沼田邦彦） 日程第1 一般質問を通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申し合わせにより、質問者の持ち時間を、質問と答弁を含めて75分としておりますことから、議長において時間を計測し、持ち時間の75分を超えた場合は制止いたします。また、質問者の通告した予定時間となりましたら質問の終了を求めますので、御了解願います。

なお、通告された質問の要旨からは想定できない質問内容等の場合には注意をいたしますので、あわせて御了解願います。質問、答弁は簡潔明瞭に行うよう、お願いいたします。

通告に基づき、7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

**〔7番 矢板清枝 登壇〕**

○7番（矢板清枝） 議場内の皆様、おはようございます。沼田議長より発言の許可をいただきました議席番号7番の矢板清枝でございます。傍聴席の皆様におかれましては、早朝よりお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。本日、一般質問の最終日となりました。

さて、先ほど教育長からもありましたけれども、新型コロナウイルスが猛威を振るっております。この2週間が正念場とされ、小中学校、高校と休校を要請するという非常事態になりました。要請に小山市が応じるときょうの新聞で報じられました。まことに何とも厳しい状況だなと感じております。一人ひとりがしっかり手洗い、うがいに徹底して、1日も早く安心して生活できるように頑張りたいと思います。

今回の質問は、骨髄バンクドナー登録及び骨髄移植後の支援について、アレルギー対策について、太陽光発電対策についての3項目です。市長、教育長、執行部におかれましては、誠意ある御答弁をお願いしたいと思います。

それでは、質問席にて質問いたします。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） まず、初めの骨髄バンクドナー登録及び骨髄移植後の支援について質問いたします。

白血病や悪性リンパ腫、骨髄腫などの、いわゆる血液のがんについて取り上げたいと思います。

血液のがんは、以前はなかなか治りにくいと言われており、その複雑さやイメージからも、もう助からないのではないかと感じてしまうかもしれません。しかし、現在は、医療の技術も進歩したので、血液のがんになったとしても、助かる割合が高くなってきているようです。治療法は、抗がん剤を使った化学療法、放射線療法、造血幹細胞移植療法が主なものです。病気の種類や患者の症状、年齢、体格、社会的要因などにより、まさに十人十色の治療が選択されます。

その中で、造血幹細胞移植について質問いたします。血液のがんを患った人の中には、先ほど申し上げた選択肢の中で移植しかないという方もたくさんおられます。文字どおり、移植でありますから、健康な造血幹細胞を提供してくださる方、ドナーがいて初めて成り立つ治療であり、その取りまとめや患者とのコーディネートをしているのが日本骨髄バンク並びに臍帯血バンクです。骨髄バンクは、ドナー登録者、登録希望者から2ccの血液検体を採取し、必要な情報のみ登録するところで、臍帯血バンクは、提供希望者の出産時にへその緒から採取した臍帯血をそのまま冷凍保存するところでもあります。

さて、骨髄バンクでは、ドナーの登録者の確保が大きな課題となっております。登録できる年齢が決まっており、18歳から54歳までで、55歳になり次第、登録から外れていきます。実際の骨髄採取は20歳以降になると言われています。2019年9月末現在のドナー登録数は全国で約52万人。骨髄移植を行っている他国と比較すると、ドナー登録自体が少ない現状です。平成24年に「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律」の施行に伴い、県や保健所設置自治体等によりさまざまな対策がとられてきていると思いますが、ドナー登録の実態に対する認識はどうか、お伺いいたします。

また、保健所管内の血液がんの患者数、造血幹細胞移植数、ドナー登録数もあわせてお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市におけるドナー登録の実態に対する認識、また、保健所管内の血液がんの患者数等についてお答えいたします。

血液がんの患者数、造血幹細胞移植者数等につきましては、個人情報の保護により公にはで

きない部分でございますので御了解願いたいと思います。

ドナー登録は、18歳以上54歳以下の方で、登録の趣旨を十分に理解している方が、献血会場や県の健康福祉センター等で登録ができます。本市におきましては、市お知らせ版に登録窓口の掲載や献血会場での周知活動等を行っております。

登録者数に関しましては、平成30年12月末現在、県の登録者数は1万9,373人であり、全国2位の高い状況でございます。県北管内の平成30年度の新規登録者は6名であり、また本市における骨髄提供者は、平成25年から平成29年度までの5カ年間で9名でございます。個人情報のため、市内での人数とかは公表できませんので御了承ください。

骨髄を提供する場合、複数回病院に出向く必要があり、7日から10日間の期間が必要になります。このため、本市では、事業主の方には、有給休暇制度の中の「骨髄ドナー休暇制度」の導入をお願いし、提供者本人と事業所に対して助成制度を設けております。

県の非血縁者間移植件数累計は、平成30年12月末現在で394件でありましたが、数百から数万分の1の確率でしか白血球の型が一致しないため、移植率はいまだに低い状況でございます。

本市では、毎年、1から2名の方が血液関係の疾患で亡くなっている状況であり、骨髄移植を行えば救える命だった可能性もございます。今後も、ドナー登録等に関して情報提供をし、周知してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、次に、ドナー登録者をふやす対策についてお話ししたいと思います。

先ほど市長答弁にもありました、その中のものですが、がん全体に言えることでありますけれども、罹患率が、年齢的に50代で増加に転じ60代から急増するということが言われています。先ほど申し上げましたが、骨髄移植ドナーの登録は54歳までですので、少子高齢化により需要と供給のバランスは厳しさの一途をたどり、移植を必要とする患者はふえ、ドナー登録者は減るということになります。まずは普及啓発が重要となります。

先ほど答弁の中にもありましたけれども、簡単に登録から提供までの手順というのを紹介させていただきます。講演会や啓発事業に参加したり、知人から勧められたりして登録してみようと思った方は、決められた場所で十分な説明を受け、2ccの血液を採取し登録となります。

造血幹細胞移植の1つである骨髄移植は、白血球の8つの型の一致が必要で、兄弟で4分の1の確率、親子ではほとんど認められず、他人の場合では、数百人から数万人に1人という確率で一致するというふうに言われています。登録者の適合率は90%まで高められておりますけれども、ドナー登録をしても、実際に提供に至るケースは約60%程度と言われております。

登録し、適合する患者があらわれた場合、最寄りの指定病院で骨髄を採取することになります。適合したからといって必ず実施ではなく、本人のそのときの意向、健康状態、最終的には、弁護士立ち会いのもと、家族の同意まで必要とする慎重な判断がなされると言われています。

実際の骨髄採取には、説明や健康診断で二、三日の通院、採取に向けた体の準備、採取で四、五日の入院が必要となり、想像よりはるかに大がかりなことに感じますけれども、ドナーさんの体験談によると、全身麻酔で痛みもなく、大げさな献血というような感覚であるというふうに言われていました。

ちなみに、ドナーさんは全て無料。費用は全て提供を受ける患者負担となります。そのために勤務を休まなければならないということで、市では休職制度を設けているというふうに言われていましたけれども、それは何日ぐらいの休職をすることになっているのか、そのお話をお聞かせください。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 市役所での休暇制度ということでお答えしたいと思います。

市役所では、「那須烏山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例」の中でドナー休暇として規定してございます。期間は、必要と認められる期間ということになっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 市役所内ではそのような条例を設けて、ドナーになられる方に優遇措置を行っているということですが、市内の勤務先というか機関においては、休暇制度をお願いしているような経緯というのはあるのでしょうか。それは、先ほど答弁の中に入っていたのでしょうか。お願いします。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 先ほど、市長の答弁の中にもございましたとおり、市内の事業所に対しまして休暇制度の導入をお願いしまして、また提供者本人と事業所に対して助成制度を設けているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 骨髄提供をする際の休業助成制度ということで、本人や企業に対し助成金を交付する制度ということでうちの市もやっているということなんですけれども、全国315市町村で制度というのがあって、日額、本人に2万円、企業に対して1万円という内容が多いようでありましてけれども、本市でも同等の助成というふうな考えでよろしいのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 那須烏山市でも、ドナー本人に対しましては1日2万円、事業所に対しまして1日1万円ということで、7日を上限に支給してございます。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、本市の普及啓発は今後どのように取り組んでいくのかということをお聞きしたいと思います。よろしいですか。お願いします。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 普及啓発でございますが、先ほど市長の答弁にもございましたが、現在は献血会場、また、お知らせ版、広報ポスター、また、各種イベント会場等で周知しているところでございます。今後は、今言った献血会場とかお知らせ版、各種イベント会場などでの周知を強化するとともに、健診結果説明会の通知等にも骨髄バンクの情報を同封しまして、周知したいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ぜひ多くの方に賛同していただきたいなと思います。もう私は年齢が来ていてそこには参加できないので、ぜひ若い方に賛同していただけるようお願いしたいと思います。1人でも多くの方に理解が広がってほしいと願っています。ぜひ今後、広報活動で周知をお願いしたいと思います。

では、次の2番目の質問に入ります。日本では、子供を病気から守るため、予防接種法に基づきポリオなどの予防接種を受けるべきとされています。接種することで免疫を獲得し、抗体ができ、病気にならないようにするというためです。治療のために造血幹細胞移植を行った場合、移植前に実施された定期予防接種により獲得した免疫は低下、もしくは消失し、感染症にかかりやすくなります。そのため感染症の発生予防、または症状の軽減が期待できる場合には、主治医の指示のもと、移植後に定期接種として受けたワクチンの再接種を寛解後に順次行っていくことが推奨されていますが、あくまで予防接種であり、病気治療ではないため医療保険は適用されず、その費用は被接種者保護者の全額負担となっています。多い方で、約20万円ぐらいかかるという方もおられます。また、対象年齢児に白血病を発病し、闘病中で予防接種、ワクチン接種を受けられなかった、そういう方もいらっしゃるようです。白血病等の治療は治療期間が長く、退院後も免疫抑制剤等の投薬治療が必要で、健康保険や高額医療制度があっても助かっておりますが、それでも経済負担は生活に大きな支障となります。

そのような声を受け、二十歳未満の再接種が必要な方への助成を実施する市町村に県が補助するという新聞発表がありました。これは栃木県の例ではないんですけれども、骨髄移植後のワクチン再接種への助成について、本市ではどう考えているかお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 骨髄移植後のワクチン再接種についてお答えいたします。

議員がおっしゃるように、骨髄移植等により治療を行った場合、病気発症前に受けた予防接種による免疫が、低下もしくは消失する場合がございます。

現在、予防接種法により定期接種においては、国からの交付税措置により市が全額接種費用を負担するため、保護者は自己負担がなく接種ができていた仕組みになっております。この定期接種を全て任意として接種した場合、ワクチン価格や医療点数等で換算すると、1人約23万円の費用が発生いたします。病気治療に伴う付き添いや宿泊費、交通費等、医療費以外の費用負担を強いられている家族にとって、ワクチンの再接種に伴う高額な費用は、さらなる経済的な負担になると考えられております。

現在、全国では253の自治体がワクチン接種費用の助成を行っており、栃木県内では、宇都宮市、真岡市、那須塩原市、下野市の4市に助成制度がございます。

本市におきましては、常時1名～5名の方が長期にわたり療養している可能性がございます。保護者や御家族に寄り添うとともに、県内市町の動向を注視し、助成に向けて検討してまいりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 市長のうれしい御答弁をいただきました。前向きに検討していただければと思います。

本当に厳しい状況で、家族の方も、また本人もその病気の根治に向かって闘っている状態だとお伺いしています。県内は4市ですけれども、全国的には33県が取り組んでおられます。ですので、周りのところもよく考えられて、しっかりと形をつくっていただければと思いますので、もう一度お伺いしてもいいでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 私、全国市長会のほうで、ワクチン予防接種の委員に選ばれておりますので、全国の中で、その中で川崎市と一緒になんです。川崎は人口が全然うちとは違いますけど、やはりこれを受け入れています。その中でおっしゃられて、保健担当の方の御報告からすると、年に10件あるかないかだそうなんです、川崎市で。そのうち市と、あとその担当医と市の関係の医療機関とで相談をして、20歳以下の方にどうするかを審議するそうです。昨年の例は10例相談が来て7例に接種をして、今、2例は保留になっているということだそうです。

そういうのを換算しますと、うちの場合、あって年間にゼロか1なので、この23万円を用意しておく予算にするのか、補助的に補正で組んでもできる金額だと思いますので、逆に言いましたら、そういう方がいらっしゃったら市に報告していただけるよう、今後広報していけば対応できるのかなと思いますので、その辺を矢板議員のほうからも、お知り合いがいましたら

広報していただけるとありがたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） はい、了解いたしました。では、よろしくお願ひしたいと思います。

では、次のアレルギー対策について質問いたします。

アレルギーという言葉自体は一般用語として広まっていますけれども、その理解は十分ではありません。アレルギー疾患をわかりやすく言葉に置きかえれば、本来なら反応しなくてもよい無害なものに対する過剰な免疫反応と捉えることができます。免疫反応は、本来、体の中を外敵から守る働きです。体の外には細菌やカビ、ウイルスなどの敵がたくさんいるので、放っておくと、体の中に入ってきて病気を起こしてしまいますが、それに対して体を守る働きの重要なものが免疫反応です。相手が本物の悪者であれば、それを攻撃するのは正しい反応となりますけれども、無害な相手に対してまで過剰に免疫反応を起こしてしまうということがアレルギーなのだそうです。

厚生労働省では、平成31年3月にアレルギー疾患対策に係る取り組みを新たに示しました。これを受け、市内の小中学校や幼稚園、保育園等での取り組みについてお願ひいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 幼稚園、保育園等におけるアレルギー疾患に係る取り組みについてお答えします。

まず、国におきましては、「アレルギー疾患対策の推進に関する基本的指針」に基づき関係法令等の制定がなされ、アレルギー疾患対策に関する最新の知見が得られたことを踏まえ、平成31年4月に「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改定版が示されたところがあります。

本市としましては、平成30年より非常時に備えるという観点から、将来的な幼稚園、保育園及び小学校との連携や、アレルギー疾患対策における取り組み事例の情報交換を目的とし、学校給食センターに常駐する栄養教諭や学校栄養士及び市内の幼稚園、保育園における栄養士や調理員等をメンバーとする「子どもと家庭の食育に関する関係者情報交換会」、また市内幼稚園、保育園の栄養士等で構成されている「幼稚園・保育園・認定こども園等給食関係者情報交換会」を開催しております。その中でも、アレルギー疾患を有する園児の人数、年齢、種類、エピペンの使用の有無などの実情や、代替食の提供、除去対応など、工夫事例の情報を共有し、現場対応に役立てるよう連携を図っております。

それらに並行して、以前からも確認はしていたところですが、平成30年度以降、乳幼児健診・相談時においてアレルギー児の確認に当たり、健診・相談の際に提出していただく問診票の記載にある既往歴、アレルギーの種類・程度、かかりつけ医、処方薬などをデータベース化

するなど、情報収集強化に努めているところであります。引き続き、アレルギー疾患を有する園児に配慮し、対応してまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

なお、小中学校につきましては、教育長より答弁をいただきますので、よろしくお願いたします。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 前回でもお話ししましたように、本市の学校給食センターでは、アレルギーに対する別ラインで給食をつくっているというふうなことになっています。また、アレルギーという、そこで配膳するのは種類が限られていますので、それ以外につきましては、担任と保護者で連携しながら、給食の献立表を見ながら、配膳されたものの中から削除していくとか、ほかに寄せていくというような作業も実際のところ行っております。いずれにいたしましても、ある意味、アレルゲンが子供に渡らないようにというようなことで、給食センター、それから担任、保護者との連携をとりながら実施しているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） しっかりと連携を組んで、いろいろな場で話し合っているということをお聞きし、安心している次第です。

ですが、なぜ私が今回、このアレルギー対策ということで取り上げたかということ、学校に今度入学するお子様をお持ちの御父兄の方が、やっぱりアレルギーで悩んでおられて、その方は食べ物ではなく体のほうに出るそういうアレルギーだということで、その部分で、学校以前のところではしっかりとケアをしていただいて、担任の先生、園ぐるみでしっかりと守っていただいていたんですけども、その体制を今後、学校でもしっかりととっていただけるかというのも不安の要素であるし、そのお子さんがほかのお子さんたちとなじめるのかというその部分も不安だということをおっしゃっていたことで、もう一度、そういうことで確認をさせていただきたいなと思ひまして取り上げました。

その中で、幼稚園、保育園でどのようなデータベース化とか、それは以前のものだと思うんですけども、幼稚園、保育園で把握しているこのお子さんに対して、学校にどのように伝えていくのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 幼稚園や保育園から小学校に上がるに当たっての伝達なんですけど、就学児連絡会というものを毎年2月ごろに開催しております。ことしは2月20日に実施したところなんですけど、メンバーとしましては、各小学校の担任であったり、養護教諭、各園の卒園児の担任、こども課の保健師、すこやか推進室、こちらのメンバーが集まりまして、それぞれの持っているデータ、保健師は保健師で持っているデータ、園は園で持っているデータ、

それらを情報共有いたしまして、各小学校のほうに上げていただいております。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 了解いたしました。それでは、保育園と幼稚園では、そのガイドラインに沿って実施しているとお伺いしました。その中でお聞きしたいんですけれども、緊急時のための連携ということで、アレルギー疾患を有するお子さんがアナフィラキシーショックというのを引き起こした際に、医療機関、消防機関と、また市町村が、平時のときから共有するなどの取り組みを市町村が支援していくということは重要だと言われております。その際、保護者の同意を得た上で、地域の関係者に協議というのをやる必要があると言われておりますけれども、医療機関、消防機関との連携はどのようにとられているのかお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 園の中でそういうものが発生した際に、まず内科医であれば、各園で園医という者がいますので、まずその園医のほうに相談することになります。また、アナフィラキシーショックなどでエピペンが必要な子については、医師の指示により園のほうにそれが渡されますので、それをもって対処するということがあります。今現在、そういった園児については該当者はありません。

あと、消防署のほうにつきましては、アレルギーではないんですが、例えばてんかんなどで急に倒れてしまうようなお子さんについては、事前情報というか、情報を署のほうと共有しておりまして、そういう際には、緊急な対応がとれるような形をとっております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それから、情報の共有ということで、そういうお子さんがいらっしゃるということを前提に、定期的な研修会などが必要ではないかと思うんですけれども、その研修会というのは、先ほど答弁の中であったことで理解してよろしいでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 市長答弁にもありましており、「子どもと家庭の食育に関する関係者情報交換会」であったり、「幼稚園・保育園・認定こども園等給食関係者情報交換会」を開催いたしまして、食物アレルギーに関するものについては、その場で研修を行っております。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、幼稚園、保育園のことから小学校に上がった段階の引き継ぎの点で、学校での取り組みとしてお伺いしたいと思います。

入学してきた児童さんを理解していただくような指導というのが今後必要かなと思っております。

んですけれども、その支援というか指導の理解を深めていただくための考えというのは、学校教育課のほうでは考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 情報共有という部分についてですけれども、現にアレルギーということで、食物、それから環境というか、そういったアレルギーの児童生徒さんがいる場合につきましては、学校内で、教師間でも情報共有しておりますし、それからクラス担任の先生を通じて児童生徒の皆さんにもその理解については深めていただくような働きかけは通常行っているということでございます。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 了解いたしました。では、引き続きそのような理解をされるように、またいじめの対象みたいなものにならないように配慮していただきまして、しっかり指導していただければと思います。

それでは、2番目の質問に移ります。市内の小中学校や幼稚園、保育園等における給食での食物アレルギーの取り組みについてお伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 幼稚園、保育園等による給食での食物アレルギーの取り組みについてお答えいたします。

まず、市内公立・私立保育園、幼稚園におきましては、先ほどの答弁のとおり、ガイドラインの改訂により、各施設長の責任のもと、全職員が子供の健康及び安全に関する共通認識を深めるとともに、各施設と医療機関等との連携を図り、安全な給食等の提供ができる体制を整えているところであります。

ちなみに、直近における市内の保育園、幼稚園における食物アレルギーを持つ児童は、公立、私立を合わせまして計43名であります。年齢別に申し上げますと、ゼロ歳児はゼロ名、1歳児は7名、2歳児6名、3歳児4名、4歳児11名、5歳児15名であり、全園児に対し6.4%の割合となっております。

現在把握しているアレルギーの種類は、小麦、牛乳、卵のほか、大豆、そば、果物、トマト、カニ・エビなどの甲殻類、魚卵、ナッツ、カレールーなどでございます。アレルギー対応食につきましては、年度当初及びアレルギー耐性の変更があった時点において、医師の診断に基づいたアレルギー検査結果を提供していただいた保護者との面接を通じ、除去食、代替食等のアレルギー対応食を提供しております。

アレルギー対応食の提供に当たりましては、子供一人ひとりの状況を、栄養士、調理師、保育士が個々に把握していますとともに、かかりつけ医や保護者との連携を十二分に構築し、万

が一の際においても消防署などとの関係機関との連携を図りつつ、引き続き細心の注意を払いながら対応してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

こちらに関しても、小中学校につきましては、教育長より答弁をしていただきます。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 先ほど答弁させていただいたものとまたこの次のところとかなりダブってしまうんですが、学校給食におきましては、先ほど申し上げましたように、別なラインで給食をつくっていると。それから、先ほど申し上げたように、献立表を見ながら確認させていただいて、不必要なものは、アレルギーとなるものは除くと。場合によってはお弁当を持ってきてもらうというような状況になっております。ただ、学校側に保護者から出してもらうものでやりますので、そこに漏れがないようにというようなことで、それらについては、さらに給食センター、また学校のほうから保護者に漏れがないようにということと、それから給食の献立で確認を、同じように漏れがないようにということになります。そのような形でやっております。

ただ、給食以外にも、アレルギーではないですけれども、呼吸系でたんがたまってしまう子については、その子のためだけに看護師を雇用して対応しているというような状況もございますので、いろいろなアレルギー、または生活に支障を来す子供たちについて、できるだけ学校の生活に支障がないようにというような体制でやっておりますので、御安心くださいと言うのもちょっとあれですけれども、万全を期して今後もやっていきたいと、そのように思っております。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 丁寧な答弁をいただきました。その中で再質問いたします。保育園等では、調理に関して、一人ひとり個別で対応しているというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 保育園につきましては、各園のほうで調理場がございますので、一人ひとり個別に対応しているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 小麦アレルギーという、市長からの答弁の中にありましたけれども、今、やはり小麦で悩んでいらっしゃる方、パンが食べられない、一緒に、調理の中で小麦粉を使う、そういう工程の中にたくさん出てきます。ですので、いっそのこと、小麦を米粉ということにかえて、全部が米粉を使って誰もが食べられるようなやり方という考えがあってもいいのかなというふうに思ったんですけれども、そちらの考えというのはいかがでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 学校給食センターと違いまして、学校給食センターの場合は、通常の給食のラインと、あとアレルギー食につきましては別室でやられているので対応は可能かと思いますが、保育園につきましては、そういったように分かれてはおりませんので、1つのラインでつくるということで、確かに小麦粉ですと空中に舞ったりすることもありますので、順番を変えてやっています。先にアレルギー食を調理して、完全にもう混入がされないというところまで行ってから通常の給食をつくるような形をとっていますので、今のところ、小麦粉を米粉にするということはやっていないですけど、そういった形で、混入しないようなところで気をつけております。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） すぐ導入という形ではなく、考えの中に入れていただければ工程が1つ減るということで、皆さんが平等に同じものが食べられるような状況になりますので、それは考えの中に入れていただければと思います。

それから、学校給食に関しては、ラインでつくっているということですので、除去するものと代替のものというのがあると思います。それが、代替のものは何と何なのかお話をしていたいただければと思います。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） アレルギー食の関係につきましては、現在、卵アレルギーと乳アレルギーの2種類ということで対応しておりますので、こちらにつきましては、専用給食という形で、今申し上げたものが含まれるものを除去したり、代替できるものを用意して専用給食という形で学校のほうでも、配膳の際、確認をしてもらいながら児童生徒さんにお配りしています。

それで、今申し上げました2つのアレルギー以外の対応につきましては、指導給食という形で、学校側と保護者さんのほうで連絡調整という形になりますが、あらかじめその食材に含まれる成分等の内容等についてお知らせをした上で、学校側で配膳をする際に、完全にやはり除いてもらったり、あとはお弁当等を御持参いただくというような形で対応している状況でございます。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 具体的には、小麦は米で代替する、卵については鶏肉、牛乳は豆乳、それからしょう油・みそは塩、ナッツ類については、これは除去すると。それから、大豆も除去、ナッツに近いですから。それから、甲殻類、カニ・エビについては魚肉で代替。ヨーグルトはゼリー。フルーツ、キウイ・スイカ・バナナ・メロン・桃等についてはオレンジで代替す

る。それから、トマトケチャップについてはコンソメで代替。そばについては除去する。それから、カレールーについては、アレルギーフリーのカレールーがありますので、それで実施している。

先ほど議員のおっしゃった米粉をパンにして全員が同じという、米粉パンを提供している日もありますので。ただ、栄養士のほうの考え方で、やはり小麦を中心に出したいという場合もありますので、一斉に全てのパンを米粉にするということは、逆に不合理かなというふうに考えております。ただ、アレルギーを持つお子さんに対して余り不満が集まらないような献立を考えてもらっていると、そのような状況でございます。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 学校給食を食べる方で、やはり小麦アレルギーという方がいらっしゃれば、代替として小麦粉を調理工程で使うのではなく、米粉にかえるということは考えられませんか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 先ほども申し上げましたように、月に何回かという、回数は月によって違いますので、米粉パンを出している、全ての子にですね、そういう日もありますので、ただそれを、じゃあ、小麦粉のパンを、アレルギーの子がいるので全部なしにして、米粉パンだけにするというのもちょっと、栄養、その他の面から若干……。あとは、若干、金額的にも違う部分もございますので、先日の給食費の値上げの話になってしまいますので、そういった部分で、子供たちが安心して食べられるようにということで考えておりますので、御理解いただけますようお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） わかりました。では、ぜひとも、今後もお子様の安心・安全、命を預かる側としてしっかりと対応していただければと思います。よろしくをお願いいたします。

それでは、最後の3番目の太陽光発電対策についてお伺いいたします。

那須烏山市では、再生可能エネルギーの導入に向けた取り組みとして、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故に伴う電力供給の逼迫を受け、市では平成24年度を再生可能エネルギー元年と位置づけ、太陽光の利活用を最優先に取り組む「那須烏山市サンライズプロジェクト」を初め、再生可能エネルギーの積極的な導入・活用を推進し、企業への取り組みとして、平成25年から平成26年にかけて、再生可能エネルギー発電所の設置に対する優遇策として、企業立地奨励制度を拡充した結果、民間指導によるメガソーラー建設が数多く行われ、市内各地域で太陽光発電施設の開発が進んでいます。開発の場所によっては住民が不安を抱くこともあります。現在、市ではどのような指導をしているのか、今後どのようにしていくのかをお伺い

いたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 太陽光発電施設の指導等についてお答えいたします。

一定規模以上の土地の形状や性質の変更を伴う開発行為については、市土地利用に関する事前指導規程が適用され、太陽光発電施設につきましても、事前指導規程に基づき事前協議を行っております。具体的には、都市計画法で規定する都市計画区域内、那珂川の西側になります、それは3,000平方メートル以上、都市計画区域外、これは那珂川東側になります。こちらは1万平方メートル以上の開発行為によって、本規程に基づく事前協議をすることになっています。

この事前協議制度は、乱開発を抑制し、総合的かつ計画的な土地利用を促進するため、事前に土地利用の規制法令に係る審査基準との調整を行うとともに、開発に伴う各種のトラブルを防止することを主な目的としております。また、事前協議終了後には、災害防止や用地施設の維持管理等について定められた協定を市と業者間で締結しています。

事前協議制度に該当しない規模の事業につきましても、必要に応じて適正な事業が実施されるよう、事業者との連携をとるなどの対応をしておりますので、御理解願いたいと思います。

今後、もしもだったら、もうちょっと対応ができるようにしていきたいとは思っております。次にきっとその話が出るのかなと思いますので。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、再質問いたします。

都市計画法の3,000平方メートル以上の発電施設というのはどのくらいあるんでしょうか。また、それ以下の施設というのはどれくらいあるのか把握されているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 合併以降の年度の集計になりますが、3,000平方メートル以上で事前協議を受けた件数として御理解いただきたいと思いますが、28件の協議がございまして、面積で言いますと294ヘクタール弱でございます。3,000平方メートル以下の部分の開発行為については、事前協議にかかりませんので把握してございません。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それでは、2番目の質問で、市内各地で太陽光設置が進む中、住民と開発業者とのトラブルや無理な開発を避けるためには、太陽光設置に係る条例の制定が急務ではないかと考えますが、市の見解を伺います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 太陽光設置に係る条例の制定についてお答えいたします。

県内において、太陽光発電施設の事前協議制度を行っている自治体は、25市町中10市町となっております。そのうち、環境との調和を目的に条例を制定している自治体は、足利市、栃木市、佐野市、鹿沼市、日光市、那須町、大田原市の7市町で、景観を目的に条例を制定している自治体は、さくら市の1つとなっています。いずれの条例も、保全地区や抑制地区などの区域を設定し、地元説明会や実施の事前協議を行うというものでございます。また、不正な太陽光施設の設置などについては、必要に応じ、立入検査の実施、勧告、命令、公表等を行うものとなっております。

最近では、市貝町において、サシバの営巣地などに太陽光発電施設の設置を抑制する目的で規則を制定し、住居地域や工場専用地域、ゴルフ場などを除き、町全域を抑制区域に設定し規制を図るというものもございます。

本市の事前協議制度は、建物の建築を伴わない場合でも面積要件に応じ、住民説明会の開催、事前協議の実施、市との維持管理協定の締結、個別法との手続連携などを行っております。しかしながら、現行規程においては、事業者に対する勧告、命令、公表といった規定がなく、平成30年3月市議会定例会において、平塚議員からも同様の質問をいただき、また先日開催された女性団体連絡協議会の市政懇談会においても、条例制定を望む御意見等がありましたことから、市土地利用に関する事前指導規程に事業者への勧告、命令、公表などといった項目の追加を検討し、本市における秩序ある開発を担保できるよう現行の規程を格上げして、条例制定に向けて検討してまいりたいと考えております。御理解のほどお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ある場所によっては、とても心配であるという指摘を私も受けまして、その場所を見ると危惧するわけですが、その道路管理者である都市建設課の考えとしては、太陽光発電に対してどのように考えていらっしゃるか、今後どういうふうに対応していくのか、今考えがあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 先ほど、市長答弁の中にある個別法において道路法ということがありまして、例えば事業区域内の樹木が道路側に倒れるおそれがあるとか、通行人がけがをしたり、車が破損するというおそれがあると思われるところは、個別にその事業者に対して、道路法に基づきまして指導を行っているのが実情でございます。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 大田原市さんの中で開いて見てみたところ、制定の理由として、太陽光発電設備の設置について一定のルールのもと、許可制または届け出制とすることにより、本

市の豊かで美しい環境と太陽光発電設備設置事業との調和を図り、もって市民の生活環境の保全に寄与するために条例を制定し、令和元年10月1日から施行いたしますということが載っていました。その条例の概要としては、抑制区域を含む地域では、10キロワット以上の太陽光発電設備で事業を行おうとするとき、または抑制区域にかかわらず、50キロワット以上の太陽光発電設備で事業を行おうとするときは事前に市の許可が必要となります。なお、抑制区域外で10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備で事業を行おうとするときは、事前に届け出が必要となります。許可届け出の対象となるのは、施行日以降に着手する設置事業、太陽光発電設備の設置だけではなく、樹木等の伐採、造成工事も含むとなります。ただし、本来、許可の対象となる事業でも、施行日以前に国の認定を受けているときは、経過措置により着工前に届け出を行ってくださいという、そういうことが書かれてありました。

本条例施行の前に既に着手している設置事業、または既に開始している発電事業においても、この中、大田原市さんで条例を設けている第22条から27条が適用になりますという文言が書かれていました。引き続き適正な管理をしていただくとともに、異常発生時は迅速な対応をお願いいたします。また、事業廃止時は適正な処分をお願いしますとうたっています。また、栃木市さんでは、手数料というのを入れ込んで、手数料を取りますよということを入れ込んだ条例もつくっているということを伺っています。これは「栃木県太陽光発電設備の設置・運営等に関する指導指針」の中に入っていたんですけれども、市長、もう一度お伺いしてもよろしいでしょうか。このものも盛り込んでいただくということを考えの中に入れていただくことはできますでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 先ほども答弁したとおり、今までは罰則を与えたり公表することはできませんでしたので、そういう意味で、注意を聞いてくれるような良質的な企業であればいいんですが、なかなか小さいところは聞いてくれませんので、その辺を対応できるような措置ができるのは、私どもとして、条例でつくるのはこれからは必要なのかなと思っております。

○議長（沼田邦彦） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、皆様が安心して、一人ひとりが安心して暮らせるまちづくりということを観点に今回質問させていただいたんですけれども、ぜひその条例で皆さんが苦しむのではなく、安心して過ごせるような、そういう思いやりのある条例に仕上げていただければと思います。

今回の質問は、以上で終わりにします。

○議長（沼田邦彦） 以上で、7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

ここで休憩いたします。再開を午前11時10分とします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時10分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき12番渋井由放議員の発言を許します。

12番渋井由放議員。

〔12番 渋井由放 登壇〕

○12番（渋井由放） 皆さん、こんにちは。議席番号12番の渋井由放でございます。

傍聴席には、お忙しい中、議場に足を運んでいただきまして、まことにありがとうございます。

今般の議会は、新型コロナウイルスの対策ということで、マスクをしながらさせていただくということになっております。少しお聞き苦しいところがあるかと思いますが、おつき合いをいただきたいと思っております。

沼田議長より発言のお許しをいただきました。一般質問通告書に従いまして、7点の質問をさせていただきます。質問席より質問いたしますので、執行部におきましては、明確なる答弁をお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 1点目の質問、予算編成についてでございます。

令和2年度の予算編成は、一般会計が約110億円ということでございます。ここに、前に市長が出馬するとき、下野新聞のインタビューに答えましたその記事がございますけれども、その記事によりますと、120億円から80億円に削減するということでございました。これに向かって予算編成を当然行っていると思うんですが、一度に80億円まで削減するというのはなかなか難しい話だと思っておりますけれども、どのぐらいの目途でこれを目指して削減していくのか、この辺についてお尋ねをいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 80億円の予算編成についてお答えいたします。

平成29年12月定例会において、同様の御質問の際に答弁させていただいておりますが、80億円という金額につきましては、予算総額ではなく、「一般財源の総額を80億円程度にするということを目標値として、今後の財政運営を行っていく。その数値として示したものであります」、そのように答弁させていただいております。現在もその考えに変わりはありませんので、何とぞ御理解いただきたく存じます。

一般財源の総額の目標値を80億円とする根拠についてでございますが、本市の平成30年

度標準財政規模は約82億円でありました。これは標準的な一般財源の規模を示すもので、主に普通交付税や市税等の合計額となっております。これに対しまして、平成30年度一般会計歳出予算総額は約115億円となっております。決算統計により分析いたしますと、歳出に充當いたしました一般財源は約88億円となっております。標準財政規模82億円との差額が6億円、特別交付税や財政調整基金繰入金など、臨時的な一般財源となっております。

以上のことから、今後の普通交付税の減額等を見据え、88億円の一般財源を標準財政規模の範囲までに抑制し財政運営を行っていくため、80億円という目標を示したのでありますので、何年先とかということはお答えできませんが、御理解願いたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 12番 洪井由放議員。

○12番（洪井由放） 標準財政規模というお話が出ましたが、市の身の丈に合った数字という表現がいいかどうかね。そうしますと、例えば今、市長が掲げている、例えばですけど、庁舎を新築して2つのものを1つにして経費の削減をする、というようなことを常々申していると思うんですが、こういうことをやると、かなり、何ていうんですかね、予算削減というのが見えてくるということになるんでしょうかね。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） はい、予算削減にはなりますが、その前には、庁舎を新築するとかそういうときには予算を使うようになると思います。

○議長（沼田邦彦） 12番 洪井由放議員。

○12番（洪井由放） 予算を使っても、毎年の予算削減ができればいいことなのではないのかなと思うんですけれども、市長のこの新聞報道では、ちょっと読ませてもらいます。12月22日告示、同29日投開票で行われる予定の市長選挙に無所属で立候補する意欲を表明している市議で新人の川俣純子氏、括弧年齢が書いてありますが、言いません。自民推薦は21日、市内で記者会見を開き、選挙公約を発表したと。公約は、①全員参加のまちづくり、②財政状況の立て直し、③自治体間の連携強化の3本柱で、選択と集中による行財政運営や医療・福祉の充実、特色ある教育の提供など7項目を掲げると。行財政運営では、烏山、南那須、両庁舎がある市庁舎について、合併時の約束ごとである本庁方式への移行の早期実現などを明示。川俣氏は、公共施設の統廃合などに触れ、無駄を省くことで、現在120億円程度の市の予算規模を80億円以下にする方向に進めたいとの考えを示したということでございます。無駄を省くことで、現在120億円程度の市の予算規模を80億円以下にする方向に進めたいと、こういうことですから、一般会計の予算が120億だと。そうすると、予算規模を80億円にするというのは、これは誰が見ても一般会計を80億にするんだというふうに見えると。

元、ある総理大臣が新聞記者の前で言うと、自分の言ったこと以外のことを書かれちゃうか

らということですがけれども、やはりこれは自分の意味していることじゃないことが書かれていると、こういうことでよろしいですか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 書かれていないというわけではないと思いますが、間が抜けているのかなと私の中では思っております。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私は思うんですけれども、下野新聞社も今いますからあれですけれども、基本的には、これを見れば市民の皆さんは、単純にですがね、その中身、詳しくわかっていない方は120億円が80億円なんだというふうに思うわけですね。私だって思いますよ、これ読めば。今110億ですから80億円。30億円の中で毎年1つ庁舎が建つという。なんなら南那須にもつくってあげますよ。ねえ。下江川だっていいですかなんていうような、毎年建つぐらいの予算の話だと。それはそれでいいんです。実際はこの中身は違うんですよということ。それでも、有権者の皆さん、投票した方は、やはり相当削減をして、経費を浮かせて、そして、なおかつ1つにして浮かせて身の丈に合ったというのは大谷前市長のあれですけど、そういう財政運営を目指していくんだと。それは議会のほうも一緒の考えで、執行部の皆さんも一緒の考えだということだと思います。

それにつきましては、しっかり議論をし、1つずつ確認をしていく。例えば、大ざっぱに言うと、庁舎をつくるのに、1つに統合するとこれだけの経費が浮くでしょうとかというの、今後、議論的にしていったらいいんじゃないのかなと。例えば、私が予算編成の問題で庁舎の問題を言うとおかしいと思うかもしれませんが、これは大きな話。結局、庁舎をつくる。そうすると、南那須と烏山にあった庁舎が1つになって、30億かかるけど、実際は毎年3億ずつ経費が削減できるんだよという目に見えた話をする。逆に言うと、中央公園につくれば、南那須に出張所を設けるんだと。その出張所の経費は幾らなんだと。例えば、どこか1つだけにして出張所を設けないと幾らかかるんだというような議論もあっていいのかなと、こういうふうに思います。

ここで、この予算編成の難しさは、これは誰でもあれなんですけど、これは今度の予算概要になります。なかなか収入が伸びない中、伸びているのは人件費と。わずかながらも人件費が伸びておまして、なかなか、これは義務的な経費になっていきます。だから、一つ一つ物事をやるときに、その投資的経費で、これが来れば収入がふえるという考えと、これをやれば、投資をするんだけど出費が抑えられるというような考えをしっかりとって、国から金がかかるからこれはやらなくちゃ損なんだという考えでいくのではなく、基本的な、何というんですかね、考え方を我々も一生懸命勉強しますので、その辺はしっかりお話しいただきたいというよ

うな形で、この庁舎問題ではないんです。全体的な予算編成について、とにかくお金がないところに投資するわけですから、経費の削減になるのか、いや、お客さんにいっぱい来てもらうために、最終的にはそれが収入増につながるのかというようなところの考え方、常々やっていただけいているのはわかるんですが、市民の皆様にも、また我々議員にも説明できるように。ただ単純に値上げすれば収入がふえるんだと、こういうことではとてもとても納得がいかないというところがありますが、予算編成の難しさ、やったことないので私にはわかりませんが、市長の考えは同じだと思うんですけど、再度、その辺のところをお話しただけならばと思います。どうぞ。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ありがとうございます。今後は、渋井議員がおっしゃったように、皆さんの前で進めていき、皆さんの同意を得られるよう努力していきたくと思いますので、大変いい意見、ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） よろしくお願いをしまして、次のスクールバスの運行について。

私、教育長に、余り一般質問で聞いたことがないんですけども、やっぱりスクールバスというのは、義務教育ですから、教育はね。義務ということは、市としてもしっかり子供たちに教育を受けてもらう。そういうところをしっかりとやるという必要は、当然義務を負っていると、こういう理解で私申し上げるんですけども、まずスクールバス、市みずからが運行すれば、会社が潰れるとか、免許を取り上げられるとか、そういうことが絶対ない、わからないですけどね、市だってあれかもしれませんけれども、そういうことは限りなく少ないわけです。それを民間に運行を委託するということが果たしていかなものかと、こういう問題についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） スクールバス運行についてお答えいたします。

スクールバスの運行につきましては、児童生徒の安心・安全な登下校を確保するため、市内の小中学校全ての学校におきまして運行しております。現在、市のスクールバスの運行形態といたしましては、市所有の車両を市職員が運転する「直営」、渋井議員がおっしゃった方式のものも現在やっております。また、市所有の車両をシルバー人材センターや民間業者へ運転だけを委託する「運転委託」、それから民間業者所有の車両を民間業者の運転手が運行する「運行管理委託」、以上の3つの形態で現在運行しているところでございます。

議員も御存じのように、3つの運行形態にはそれぞれメリット、デメリットがございまして、「直営」のメリットは、市所有のバスを市職員が運転するため、民間業者の都合や業務委託料

等を考慮せずバスの運行ができる面であります。校外学習等でスクールバスを利用する機会が多い小学校で特に有効な運営形態であると考えております。市の2つの小学校では、それぞれ1路線ずつではありますが、そのような形で運行しております。反面、車両や車両の保管場所の管理の手間、バスの老朽化に伴う修繕、または買いかえ等の費用、これがかさむこと、それから運転手の人件費がかかること、車両の故障等、その際に早急な代車の手配が難しいというデメリットもございます。

「運転委託」に関しましては、「直営」と同様、車両や車両の保管場所等の費用等がかかりますが、運転手に係る管理を考慮する必要がないというようなところも挙げられます。

最後に、「運行管理委託」のメリットですが、車両、車両の保管場所等、また運転手に係る管理を考慮する必要がない、このあたりが大きなメリットになりますが、反面、運転委託と同じように業務委託料がかさむと、そのような点がデメリットとなっております。

いずれの形態にいたしましても一長一短があり、一概にどの運営形態がよいかと選択するのは難しいところであります。スクールバスの運行に当たって最優先に考えるべきことは、児童生徒の安心・安全な登下校の確保であります。そのために各学校や民間業者と連携を密に、さまざまな手段を検討しながら、その学校の実情に応じたスクールバスの運行をしておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

私の私見ではございますけれども、現在1路線ということでありまして、もう少し直営のバスがあってもよいのかなと、そのようには考えております。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私見ですけれども、あってもいいのかなというお答えをいただきましたが、はっきり申しますと、やはり子供たちも減ってくる、そういう中でスクールバスを運行しなければならない。そうすると、バス、大きいのを買っちゃったら、ちっちゃいのをまた買うんだ、こういうのはなかなか難しい話です。民間業者に委託するメリットが、やはり機動的に対応できるし、壊れたときだって別の車を出せるしというようなことで、全国的にもやはり民間……。私は自分で運行をしたほうがいいんだとここでは言っているんですが、実際これ、なかなか難しいですよということを言わせてもらっている話なんです。そうすると、民間事業者に今後どんどん移っていくとすると、どういうことがあったらスクールバスがしっかり運行できるんだと、こういうことになります。そうすると、民間業者は何があるかという、例えば免許を何らかのことで取り上げになったとか、会社が潰れたというときにはどういう対応をしなければならないんだと、こういうふうになるわけです。

そうすると、これは地方自治法から考えると、再入札をかける。随意契約には多分ならないと思うんですよ。再入札をかける、再入札をかけるまでの間は一般で運行しなければならない

ない、こういうふうになるわけですね。そうすると、一般で運行するのにはお金がかかると。別に持ち出ししなくちゃならないと、こういうふうになるわけです。

ところが、地方自治法の施行令を見ますと、契約保証金というのがあるわけですね。契約保証金。これ、小田倉課長にお伺いしますけど、建設の場合は、契約保証金というのは10%以上を取らなきゃならないんですが、そういうことはやっていますよね。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 請負工事の場合、500万円以上につきましては、契約額の10%以上の納付ということになります。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今回入札しましたけれども、スクールバスですね、それについては契約保証金について、1社が取りましたけれども、取っておりますか。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 契約保証金のほうは、求めておりません。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私、スクールバスの入札のときにちょっと言ったと思うんですよ。入札保証金があったり、契約保証金があったり、そういうもので何か違反行為があったり、さまざましたときには、それで別枠運行しますよという契約のもとに進められればいいのではないかという話をしたと思うんですが、やってくれないんだからもっと細かく言いますが、要するに、契約保証金を取ることができるというんじゃなくて、契約というのは、基本的に契約保証金を取るというのが本当の話なんです。免除をしてやるというか、それは要りませんよって。だから、逆に考え方を、安心・安全のスクールバスを運行するためには必ず必要なものなんだというふうに私は理解するわけです。一応、そういう中で、地方自治法でそういうふうに定められておりますので、それをやることについては何ら問題がないと。というか、逆にやらないのがおかしいんじゃないというのが考え方なんです。

それで、さまざまな問題がございまして、それは、じゃあ、幾ら取るんだという、契約金額の10%以上というふうに、これも地方自治法で、施行令で定められております。10%以上ですから、建設関連では最低限の10%を取っていると。ただ、以上ですからね、もし再入札をかけて、いいですか、再入札をかけて一般旅客で運送して、その間、幾らぐらいかかるかなというところも見込んで契約保証金を取っておけば、市は痛まないというふうに思うんですが、その私のお話はいかがか。教育長、どうですか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 契約保証金の話ですが、非常に示唆に富んだお話で、いいことでは

ないかなというふうに考えております。ただ、すぐ導入できるかどうかというのは、これは、これまでやっていなかったわけですから、そういった制度の変更に伴う内容等については、少し時間を置いて醸成するなり、理解してもらわなければなりませんので、それについては、また今後さらに検討を重ねて、次回にできれば導入できればなというふうには考えております。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今やっているところに保証金を積みというのは、これは無理な話です。だから今後、申しわけないんだけど、1回ちょっと失敗をしたような事例があれば、そこに向かってどうやって、今までどおりじゃだめなんですよ。ちゅう話。すぐ対応できるためにはどうするんだって。今までどおりですという考えでは何の改善にもならないし、言い方は悪いんですけど、基本的にできてないというところがあるのではないのかなと。

それと、もう一つ、安けりゃいいということで入札をかけているわけです。当然、入札は安いからいいわけなんですけれども、そのときに危険がどこに潜んでいるか。スクールバスが全部、例えば1社の会社になったと。そうしたら、たまたまその1社の会社が免許を取り上げられたと。一般でバスを出そうとしたって、これ、数がいっぱいあってなかなか難しいと。そうすると、入札をかけるにしても、全体を幾つに分けるとか私が言う話じゃないですけど、例えば5社なら5社で、車の台数なら車の台数で5台までとかって、まずこう区切ってやっけないと、たくさんやっているところがバタリいくと、保証も何もなければどうにもならない。

あと、数が、多分、バスってそんな、その辺からちょっと買ってくるようなわけにいかないの、何千万もするんでしょうからね。そういうことを考えて、台数の上限を設けて、分割発注という表現がいいかどうかわかりませんが、そういうふうにする。そうすると危険が分散されるのではないのかなと。やはり、ある程度責任を持って対応するためには、きちんとした根拠が必要だと思う。保証金を取るのにもこういう根拠なんだと。上限を設けるにも、こういう根拠なんだというようなことで、そういうところを、安けりゃいいんです、誰でも入札してくださいというのでは、義務教育を負う教育委員会といいますかね、学校教育課というか、その責任を大きく問われるのではないかと、こういうふうに思うんですけれども、教育長、忙しいところ申しわけないんですけれども、もう一度答弁をお願いしてよろしいですか。

○議長（沼田邦彦） 田代教育長。

○教育長（田代和義） スクールバスの入札関係につきまして、実際問題として、先日御報告した入札に関しまして、私もちょっと1社というのは危機管理上、若干問題があるのではないかと、そういう認識は持っております。今後につきましては、先ほど建設関係の入札が出ましたが、「一抜け」とか何かそういう制度も。ただ、それをこちらの教育関係の入札に応用できるかどうかまだ研究中でございますけれども、そういった部分と、それから条件を、いかに

安全に、安いだけではなくて、運行できるのはどういう条件のもとでできるのかと、そういった部分を、プレゼンテーションではありませんけれども、入札の単なる金額だけではなくて、うちの業務形態はこういうことでこういうサービスができるんだと、安全対策はこうだというような形の入札の仕方も考慮していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 多分、プロポーザル方式というんでしょうかね、何かそんなような方式でもって、しっかり安心・安全、そういうものをよくよく検討して、建設業でもあるんですよね、値段が高くてもしっかりのほうを落札というような。ただ、私は高くしろとか、そういうふうに言っているわけじゃないんです。危機管理、いわゆるクライシスマネジメントとしては、当然、そういうふうを考えるのが当たり前でしょうと。今度、再入札をするとき、そういうふうにしてもらいたいという思いでこの前言ったつもりなんですけど、どうも私の意見がうまくつながらなかったらしくて、一般質問で、再度、再度、確認をしていくと。

これ、スクールバスを最初に出すときなんかは、これをああだこうだ言うつもりはないですけど、さくらさんが一番札で落札し、そうしたら、さくらさんが陸運局へ行って許可をもらえなくて辞退をして、その後、大島さんと随意契約をした、こういうふうな流れなんです。正式に言うと、落札者が契約に応じないときは、その値段でならば随意契約できるんです。高い値段で随意契約して、それは施行令の違反になります。ただ、そこでわかったんだけど、言うとスクールバス出せなくなっちゃうから、じーっと黙っていたんですが、今後はクライシスマネジメントをしっかりして、さまざまな法令に違反しないで、義務教育がスムーズに行くように対応してもらいたいと、こういうふうに思っています、教育長は忙しいので次の質問に行きたいと、こういうふうに思います。

その考えは、結局、入札の資格というのをもう一回しっかりと考えてもらいたいんですよ。次はこうなんだとか、こうやるんだとかというね。あと、入札をする総務課さんも、総務課長、これでもうあれですけど、今年度で。今までお世話になりましたが、そういうところをしっかりとやっていただいて退職してもらえればなど、こういうふうに思います。御苦勞さまでございましたと言ったらなんですけど、今までお世話になりました。

次については、災害によりまして、固定資産税の減免についてということでお話をさせていただきたいと、思います。

水害によりまして大きな損害を受けまして、著しく価値を減じた固定資産はどのようになっていますか。減免等の、ホームページにありますけど、減免ができますよと、こういうようなことでお知らせをしてございます。その辺の受付の内容や今現在の対応やらというようなことで、どうなっているのかをお伺いしたいと、思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 災害による固定資産税の減免についてお答えいたします。

先の台風19号による被害につきましては、本市に甚大な被害をもたらしました。本市におきましては、被災地の皆様の1日も早い生活再建と被災箇所の復旧復興を税制面においても支援するため、地方税法、那須烏山市税条例、那須烏山市税減免規則をはじめとする各種法令に基づき、災害発生時以降に納期限が到来する税額を対象として、減免割合を被害状況に応じることとして、被災者から減免申請書の提出を受けて減免することといたしました。

その結果としまして、災害における固定資産税の減免について申請件数が130件、税額は194万6,800円を減免したところでございます。今後も被災者の心情に配慮しつつ、法令等に基づき、適正な課税に努めてまいり所存でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） まず、減免申請を出すことができる件数というのは把握しておりますか。

○議長（沼田邦彦） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村誠一） 今回の土地とか家屋、償却資産等に災害があった納税義務者には通知等を出してお知らせしまして、減免申請を受け付けているところでございます。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） じゃあ、出した件数は何件になりますか。

○議長（沼田邦彦） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村誠一） 件数は、今、罹災証明で227件の罹災証明がございまして、200件程度は出させていただいております。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 固定資産税は、ホームページに書いてあるんですけど、「一般住宅（納屋等を含む）または併用住宅及び木造家屋の所有者で罹災証明書の判定が半壊以上の人」という、まず、これ、半壊というのは床上浸水と違って、そういうことでよろしいんですかね。どんなような基準になっていますかね。

○議長（沼田邦彦） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村誠一） 減免の基準でございますが、床上浸水以上でございまして、半壊は4割、大規模半壊が6割、全壊が全額。これは未到来の納期、3期、4期になると思っておりますけれども、それでございます。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そうしますと、227件があるのかなど。多少は違うところがあるかもしれませんね。そうすると、償却資産というのもありますからね。そして、受け付けしたのが130件だ、こういうことでよろしいですか。227件は面倒くさいので230件と計算しやすいようにすると、簡単に言うと、100件の人はまだだという、大ざっぱにですね。そういうことでよろしいですか。

○議長（沼田邦彦） 澤村税務課長。

○税務課長（澤村誠一） 今の罹災を受けたものにつきましては、イコールとは思っていませんで、いろいろな家屋とか償却資産とかございますけど、申請に基づくものでございまして、申請があったものは130件ということでございます。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 減免してくれって出さないと減免はしないんですよね。ところが、税金のほうは、払わないと追っかけていくわけです。払わないと追っかけていくけど、減免してくれって出すんですよというのは追っかけていかない。これが税金のすごいところなんですけど、ただ、今回、市長も何を思ったかと言ったら怒られちゃいますけど、やっぱり被害のあった人に寄り添うべく、お見舞金を持って現地のほうへ行ってくるんだと、こういうようなことでもう歩き始めているのかなと思うんですけれども、こういうことを確認して、ここへお見舞いに行くけど、減免申請しているのかと。どうなんだと。そういうチェックをして、減免申請をするんですよとかというようなことを伝達したと、そんなようなことはありますか。

○議長（沼田邦彦） 高濱会計課長。

○会計課長（高濱裕子） 19日、20日に市長とともに訪問してまいりましたが、その対象が80から90件となっています。申しわけないんですけれども、減免をしたかどうかというのまでは確認はせずに行ってまいりました。ただ、訪問した先で皆様からいろいろな問い合わせがありまして、医療費はどうでしょうか、そういうような問い合わせに対してお答えしてきた次第です。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私、思うんですよ。どうせ市長が出かけるならば、今、市は何をやっているんだと。どういうことができるんだと。全体に、市長ですから俯瞰して、今、減免申請何件出ている？ じゃ、100件も足んねえのかと。そういうことをやって、トップが段取りをするというのが市長の役割ではないのかなと、私はそういうふうに思うんですけれども、あと、水道はどうなの？ 固定資産税はどうなの？ と。個人住民税、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、そういうのはどうなっているのと。ただお金持って、お願いします、こうですああですって、それももちろんですが、全体を把握して、そして的確にやる

と、こういうのが市長の仕事だと、私はそういうふうに思いますけど、市長、いかがですか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 全件を私が歩いたわけではなく、その時間にいらっしゃれるという方に連絡をいただきまして、問い合わせた結果、回ったところなので、比較的、逆に言ったらもらわれている方が多く、問い合わせがなかったところが何件かありまして、その方々には罹災証明を改めて出してありますとか、いろんな方、そういう方には連絡をさせていただきましたが、直接私が行ったところは、ほとんど減免を受けているような方が多かったと私の中では思っております。

○議長（沼田邦彦） 12番 洪井由放議員。

○12番（洪井由放） 行くときは、お見舞金のほかに、私が市長だったらとは言いませんけれども、私が担当の者だったら、お見舞金のほかに、こういう制度がありますからね。知っているとは思いますが、もう一回確認してみてくださいね。私はそこまでやるべきだと。一つも寄り添ってないのではないかとはいませんが、そういうことをやるのがこれから市長の、2期、3期目指すのにはとても役に立つのかなと、こういうふうに思いますけど、それは置いといて、やはり市長が訪問するならこれだけのものがありますから、ぜひ利用してください。それも、税金を払わなければ追っかけていきますけど、これは自分でやらないと減免されませんよ。そういうところまでしっかり言っていただいて、今後はそういう話をさせていただくことをお願い申し上げまして、次の質問に行きたいと思えます。

あと、もう一つ、今回の減免のほかに、ごめんなさい、1つ忘れちゃいました。今、水害があって、田んぼに水が入らなくて、田んぼ自体は災害にならないんだけど、田んぼをつくれないんだよという方がこれからはっきり見えてくるのではないのかなと思うんです。災害でやられちゃってつけれない人、水が上がらないで田んぼができない人、田んぼはできないんだけど畑にはつくれる人とかって、こういういろいろあって、農地の、この時点ではあれですけど、今年度つけれない——今年度というか、ことしですね。ことしつけれない。収入が減ると。つけれないところから税金を取るというのもなかなか難しいんじゃないのかなと思うんですよ。

これは、これから皆さん、さまざまな農政課、そして税務課、そういうようなところとよく相談して、農家の方に寄り添うような、そういう減免。ただ、1つの区画だけだから、全体からすると幾らでもないんだよという人と、うちはここしかないんだけどつけれないんだよってそれぞれあると思うんですが、何か基準を設けて、固定資産税の減免というのを考えてみたらどうかなと思いますけど、税務課長、そういうことができるのかどうか、その辺のところをちょっとだけ。

○議長（沼田邦彦） 澤村税務課長。

○**税務課長（澤村誠一）** 固定資産税につきましては、現況により賦課徴収することになりますが、議員御指摘のとおり、災害により農地として耕作を控えていただく状況などもございますので、新年度におきましても、関係課と調整しまして、納税者の税負担の軽減等を実施してまいりたいと考えております。その方法等につきましては、土地の現況等にもよると思いますので、今後検討させていただきたいと思っております。

○**議長（沼田邦彦）** 12番 渋井由放議員。

○**12番（渋井由放）** それで、そういうことをまだ決まっていけないのに言う問題になるかもしれませんが、農家の方はこれからいろいろ説明会やら何やらということもあるのかなと思うんです。そういう折に、市としてもでき得る限り、そういう対策もあるんですよ、そういう考え方もありますねというようなところも、ちょっとリップサービスをしてもらえれば、つくれない方も、多少は市のサービスよくなっているねというような、そういう思いで川俣市長の株が上がるかなと、こういうふうに思いますので、ひとつ市長、お願いをいたしまして、次の質問に……。

○**議長（沼田邦彦）** 渋井議員。

○**12番（渋井由放）** はい。もちろん、次の質問に1時から、私が決めるわけにいきませんが、行いたいと思っておりますので、ひとつ、よろしくお願いをいたします。

○**議長（沼田邦彦）** ここで暫時休憩いたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時00分

○**議長（沼田邦彦）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

12番 渋井由放議員。

○**12番（渋井由放）** 休憩前に引き続き、質問を続けていきたいと思っております。

職員駐車場のあり方ということで、職員駐車場は、現在無料ということで利用されているところでございます。やはりある程度料金をお願いしたほうがいいのではないかとという質問が、今まで、今はお亡くなりになってしまいましたけれども、滝田市議や、あと私が2回ほどやっておりまして、やはりそういう考えはある程度理解できるというような答弁をいただいているところなんです。それで、手数料の値上げというのが否決されてしまいましたけれども、やはり職員の皆様にも少し御負担をいただくというのはあつてしかるべきで、この時期だからこそ手数料の値上げを考えるべきではないかと、このような趣旨でございまして、総務課長の答弁でしたが、私が退職するまでにはある程度筋道をつけるということで、多分、筋道がついているのかなというふうに思ひまして質問する次第でございます。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 職員駐車場のあり方についてお答えいたします。

総務課長が筋道をつけたのかどうかわかりませんが、本市は都市部と比較して、公共交通機関の種類や本数が少なく、自家用車による通勤が必要であることから、職員駐車場につきましてはこれまで無料としてまいりましたが、平成30年第5回市議会定例会の一般質問における渋井議員の御提案を受けまして、職員駐車場の有料化の検討を進めてまいりました。

現在、県内14市中9市が職員駐車場を有料化しておりますが、駐車場使用料の算定方法や徴収方法はそれぞれ異なり、新庁舎建設の時期に合わせて有料化している市もあるようでございます。

本市につきましては、庁舎が分散化しており、人事異動により職員駐車場が必要な場合と不要な場合が生じることから、駐車場を利用している職員個人から徴収するのではなく、職員の会費により運営しております職員互助会から駐車場使用料を徴収することで検討を進めてまいりました。

このたび、職員駐車場使用料の有料化及びそれに伴う職員互助会からの使用料徴収につきまして、職員互助会評議会において一定の理解が得られましたので、令和2年度から職員駐車場使用料を徴収していきたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 大きく前進したということでございます。ということは、令和2年度、この新年度予算の中で収入としてそれが見込まれていると、こういうことだと思いますが、いかほどになっておるのか、その辺をお尋ねしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） ほかの市町を見ますと、いろいろなケースがございまして、算定に当たっては、一応今回、維持管理の2分の1程度ということで、10万円ほど、年間なんですすが、見込ませていただきました。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 今までゼロですから、10万円というのが高いのか安いのかというのは今後議論をしていくところになるかと思うんですけれども、まず第一歩大きな前進になったかなと。ただ、私が思うのは、都会のほうは土地が高くて、こっちのほうは土地が安い。それでも職員の皆さんの給与、あとは手当とか、そういう収入といいますか、そういうものは余り都会と変わっていないのかなというふうに勝手に思う次第でございます。ぜひ維持管理費だけではなくて、駐車場の固定資産税、評価額、こういうのも参考にして、個人的でありますすが、まずは、ひとまずこういうことになったのはありがたいということですのでけれども、議論を進め

ていただければなど、こういうふうに思いまして、次の5番のほうのGISの利用について、これに行きたいと思います。

これは、GISを利用して位置情報というんですかね、そういうのを利用しまして、税務課と農政課で位置図というのを出しております。農政課の位置図というのは、森林関係の、いわゆる森林法第5条の5条森林がどこにあるか。それによって伐採届とか、1万平方メートル以上だと林地開発を行うとかという、そういう資料に使われているのかなというふうに思います。どっちかという、これは市民というより業者が使うような資料ではないのかなというふうに思います。

そういう中で、税務課は200円取りますけど農政課は無料だと、こういうことで、なぜこのような違いがあるのか。これは昔から、もともとこの林地開発関係は県から市のほうにおりてきて、県は無料で配っていたので、それがずうっとこう流れてきているのではないのかなというふうには思うんですけれども、その辺御説明いただければと、このように思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） GISの利用についてお答えいたします。

税務課におけるGISシステムを利用した各種図面の交付につきましては、那須烏山市手数料条例に基づき、税務課内のほかの証明書類と同様に手数料を徴収することとしており、その額が200円と定められているところでございます。

一方、農政課で交付しておりますGISシステムの図面は、税務課で交付している航空写真、地番図に加え、独自に森林法第5条に規定する地域森林計画対象民有林の区域図を重ねた図面を1枚の図面として交付しております。この森林法で規定しております地域森林計画対象民有林の区域指定は栃木県が行ったもので、その後、5年に一度見直しがされて、継続的に区域指定がなされております。そのため、見直しの都度、紙ベースの図面の提供を受けておりましたが、近年の電子化に伴い、現在はGISシステムの図面に重ねられるよう、電子化されたデータが提供されるようになったものでございます。

今後は、GISシステムの導入や職員によるデータの加工等を加味し、農政課における位置図の交付に際しましても、那須烏山市手数料条例に基づき手数料を徴収してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 実は、私は仮説を立てたんです。消費税も上がったりなんかするので、手数料を値上げしてくるだろうと。その仮説の中に、1つは、市長がもう一回全てのものをゼロから見直して、手数料がどうなっているんだか、どういうものを出しているんだか確認しろと言うか。それを言えば、これはお金として出てくる、あらわれてくるだろうな、こうい

うふうに見ていた。または、職員の皆様が、うちで出しているものはどういうものがあるんだと。ところが、これは取っていないと。それであればこれは取るべきだろうという内部統制ができていて上がってくるかというのを期待したと。

ただ、思うのは、多分、今までと同じでいいよということで、一切関係なくこれはゼロで出てくるであろうが、99%だろうと思いながら今回の条例改正を見ておりましたら、案の定、これが出てきていないと。そうすると、トップマネジメントもしっかりできていなければ、内部統制もできていないという証拠だなというふうに思うわけでございます。

全て、何を言わんとしているかという、自分たちがどんなサービスをしていて、市民の皆さんからどの程度いただくんだ、そういうようなところをしっかりともう一回。多分、私が見てこれがちょうどあったのでそれを指標にしたんですけれども、今後、サービスのあり方、そういうものを見直すときに、ゼロベースでしっかりと見直してもらいたいというふうに思うんです。その辺については、市長、トップとしてどういうふうにお考えになりますか。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 確かに手数料を見直すときに、これは見落としていました。それに今後もそういうものがあるかもしれませんので、今度は慎重に見つけたり、あと、もしもでしたら、最初にアドバイスをいただけるほうが私にとっては時間が無駄にならないのかなと思いますので、今後、渋井議員のアドバイスをいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私ね、アドバイスというわけではないんですけれども、もしかすると否決されますよというようなことでお話しして、もうちょっといろいろ議論したほうがというお話をしたことがあります。市長はそんなことあり得ないんだと、こういうようなことで、11対5になりました。確かに私も、実はこうこうこういうのがあるんですよという具体的な例を説明すべきだったかもしれませんけれども、取りつく島がなかったというようなところもございまして、ここでも議論をすると時間が、先がないものですから進みませけれども、議会ともしっかり話をしながら、市民の皆さんによく理解していただくような値上げ、そういうものを目指していきたいと、こういうふうに思っているところでございます。

そういうことを申しまして、次、時間がないものですから、6番の水害の対応についてというところでございます。

皆さんのお手元に、那珂川の水位と降水量という、これは経済建設常任委員会で現地を視察して、帰ってきてつくったグラフでございます。配らせていただいております。城東の排水樋管の閉鎖ですね、どのようなマニュアルで行っているのかと。これ、私は水害対策については、何度も何度もお話をしてきたつもりです。それが、今回の災害に生きたかどうかという、残

念ながら生かされていなかったのかなというふうに思います。それで、経済建設常任委員会としては、現地へ行って、つぶさにさまざまなものを見てこのグラフをつくったわけでございますけれども、今までどういうマニュアルで運営をしていたのか、その点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 城東排水樋管の閉鎖についてお答えいたします。

城東排水樋管の閉鎖につきましては、那珂川の水が逆流する可能性がある場合や既に逆流しているときに、本市の災害対策本部において閉鎖の決定を行い、樋門を閉鎖することとしております。樋門の操作につきましては、出水期前に操作マニュアルに従い操作訓練を行っているところであります。しかしながら、台風19号におきましては、那珂川が想定より早く増水し、職員が現地に到着したころには逆流が始まっていたため、樋門の操作が困難となってしまったところであります。

今後は、台風19号の教訓を生かし、樋門を閉鎖する基準や増水時の監視体制を見直すなど、水害対策に万全を期してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） このグラフ、せっかくつくったので見てもらいたいんですが、あっという間に水が来ちゃったって、かつてない台風だというのはわかっています、現場に行くと、つぶさに見るのが一番。それは、危険なところへ行けということではないんですよ。まず相手が攻めてくる、城を守るにしてもですよ、相手が攻めてくる。どういう状況かといって、先回り、配置をしておいて、お城のほうへ、どんどん、どんどん連絡をよこすというようなことが必要なのではないのかなというふうに思うんですね。

そういう意味では、水防団とか消防団の方々にもそういう役目を負ってもらうとか、あとは例えば、建設業協会烏山支部というのがございまして、そういうようなところにも、水防訓練を一緒にやったりなんかしていますので、そういうところへ頼んでおくと。やっぱり、職員の皆様は限られていますから、そういうところでうまく協力してもらうという体制が必要ではないのかなと、こういうふうに思うんですけども、その辺の考えはございますか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 現在、私どもの都市建設課が担当しております、その操作についてですね。すみません、また、泣き言になってしまうんですが、こういったきれいなグラフをつくってわかりやすいんですが、こちらの状況を説明させていただきますと、当日、私どもは通常、インターネット回線で雨量とか水位等を確認して、その状況に応じまして行動させてもらっていたんですが、当日はインターネットの回線が全て夕方からパンクして動かな

い状態で、それとあと本当に危ない状態になると、常陸河川国道事務所からホットラインで連絡が入るんですが、そちらの回線等がパンクした状態でございまして、現実的には、職員が見回り等を行って、結果的に操作がおくれたと。また何遍も謝るような形になってしまいますが、そういった状況でございます。そういうことがございますので、今、御提案がありましたその操作方法、先ほどの総務課長の話じゃないですが、私も今年度いっぱい退職しますので、私の在籍中にその方向づけだけは決定したいと思いますので、よろしくをお願いします。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） まず、1つ大きな問題は、回線がパンクしちゃったというのは間違いなく大きな問題なんですね。国土交通省もこれについては、もっとも国土交通省だって、避難指示みたいなものを出せなかったような状況だったんですね。結局は、余り、何ていうんですか、ただ、光ケーブルを入れるとかという話がありますが、ITに頼り過ぎますと見誤るということもあるのかもしれないですね。

逆に、多くの皆さんに協力をしてもらって、例えば城東の水門には、消防団第1分団第1部ですね、この一番近いところが。そして、そういう分団と、例えば第2部と。また、第3部とかというところへ行ってもらっていて、しっかり連絡がとれるとか、やはり、いつ、あつというふうに来るかもしれないので、小口の水位計は夜でも見えるんですかね。例えば、あそこなんか真っ暗で見えないんですかね、興野の橋なんかは。それはどうなんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 現在、常陸河川国道事務所の独自回線で、出張所のほうで見えることになっています。ただ、それは市町村のレベルでは見ることはできませんので、出張所からの連絡待ちということでございます。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 興野の橋にでも、夜は見えなくなるのでライトでもつけて水位計でも独自にといたって、あれは県のもんですから、そういうところへつけてもらってやるというのも1つの方法ではないのかなと、こういうふうに思うんですね。

それで、とにかくできるだけ早く出勤し、持ち場を決めて、その場で、映画なんかにもあります、会議室じゃなくて現場で起こっていると。やっぱりその現場の状況をいち早く的確に把握する。これ、私、何回も言っているんですね。この水害は、どうなんだ、どうなんだと。結局、やっぱりやれないんだねという話。これは、私、申しわけないんですけど、トップの考え方にあると思うんですよ。トップが、本当に一期一会って、もう一生に1回だというぐらいの覚悟で臨んでいるとは思いますが、なっちゃってね、水没しちゃってからは話にならないわけですよ。水没しないまでも、もうちょっと手前で食いとめたということができるん

じゃないのかなと、こういうふうと思うんですけども、改めて市長の覚悟をお伺いしたいなと、こういうふうに思います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 今回は大変申しわけないことになったなと思っています。私自身も反省もしております。連携がもうちょっとうまくいけばよかったのか、私の判断が遅かったというのが事実だと思います。そのようなことがないように、今後は、訓練も今回の予算のほうには入れさせていただきました。まだどのような訓練をどのような規模まで拡大してやるのかは決定しておりませんが、総務課長も今の都市建設課長もいる間に方針をきちんと固めて、それから防災に対して強くなるように努力していきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 私ね、「君子危うきに近寄らず」という言葉がございまして、それはどなたも知っていることだと思うんですけども、今回の水道庁舎の、ここに浸水というのが出ておりますけれども、水道庁舎は、多分30年ぐらいかなと思っているんです、建築してからです。そして、3回ほど水没しているのかなと思うんです。10年で1回ずつというぐらいの計算になりますね。やはり、そういう今までの歴史もよくよく見ながら、水害対策、パネル張ろうがフェンスかけようが何でもいいんですけども、下手したら無駄な投資になりはしないかと、こういうふうに思っているところでございます。その辺も今後しっかり検討していただいて、災害の対策、減災の対策、そういうのを進めていただければと、こういうふうに思ひまして、今度はやはり同じ水害対策なんです、対応のことなんです、次の大桶運動公園の復旧というふうに行きたいと思ひます。

大桶運動公園は、今回の水害によりましてごみを残されたり、何というんでしょうね、さまざまな遊具というんだか、ドームだとか、そういうのが浸水したり、非常に大きなダメージを受けました。災害復旧工事で2億2,000万ぐらいの予算を組みまして、復旧事業がこれから行われることになるのかなと、こういうふうに思ひます。

そうしますと、1つは、復旧されても、例えば野球で言えば、バックネットだとか、何というんですか、いろいろ整備をする道具だとかそういうのも必要になってくるのかなと、こういうふうに思ひますけれども、今現在での復旧のスケジュール、そしていつごろから使用できるのか。これ、残念ながら、そばまつり前に復旧できれば、そばまつりも開催されたのかなと思うんですけども、どのような予定になるのかをお伺いしたいと思ひます。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 大桶運動公園の災害復旧のスケジュールについてお答えいたします。

昨年の台風19号により被害を受けました大桶運動公園につきましては、国の災害復旧事業

により復旧してまいりたいと考えており、本年1月7日から9日にかけて、災害査定を受けたところでもあります。今回の被災箇所は河川区域となっておりますことから、河川管理者との協議に時間を要しますが、大桶運動公園は、各種スポーツ大会の開催やウォーキングなどの健康づくりとしても多くの方が利用されておりますので、令和2年度末までには復旧できるよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 工事は令和2年度末ということで、早い話、1年かかると、こういうような理解でよろしいのか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 予算が、今回の議会の初日に通していただきまして、これから実際に執行になりますので、市長答弁のように、令和3年3月いっぱいということです。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そうしますと、それまでに、私も行って現場を見てきたんですけど、バックネットや水道施設や、何というんですか、ネットが入っている倉庫や、そういうものも一緒に直さなきゃいけないのかなと思うんですけど、その予算とかそういうようなものは今回の災害に入っていないと思うんですが、その辺の査定とか、そういうのは新年度予算に入っていますか。

○議長（沼田邦彦） 小田倉都市建設課長。

○都市建設課長（小田倉 浩） 特殊な河川区域の公園ということで、今回は国の査定で採択されているのは、堆積土の土砂と芝の張りかえという内容で、今回予算を計上させていただきました。

それと、その地上の施設、野球場のバックネットとか、そういったのが河川区域の施設なものですから補助対象外ということで、それは単独事業でやるしかないんですが、今回の予算には、その調査費までは計上していくことで繰り越しということで、調査費で。改めて施設の災害復旧のほうは、令和2年度の補正予算に計上させて執行したいと思っています。

○議長（沼田邦彦） 12番 渋井由放議員。

○12番（渋井由放） そのほかに、用具というんですか何というんですか、そういうのも被害に遭っているのではないかなと思うんですが、これは生涯学習課が担当かなと思うんですけど、その辺がわかりましたら教えていただきたいと思うんです。

○議長（沼田邦彦） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 倉庫が水没しましたので、中に入っていました機械類、いわゆる芝刈機が1台水没で、これの復旧を今後図らなくちゃいけないと思っております。

○議長（沼田邦彦） 12番渋井由放議員。

○12番（渋井由放） 完成しても、そういう、プレーするというか、競技をするまでに競技の道具が足りないんだとか、さまざまな問題が起きないように速やかに調査をしてもらって、補正予算を組んで対応していただきたいと思うんです。

あと、もう一つお願いは、水が来るとなれば、わざわざ置いておく必要ないんですよ、あそこに。だから、高台に上げるとか、今後そういうようなことを誰がどういうふうにするのかというのもこれまたあれなんですよ、先ほど言ったように、水防団の方にお手伝いいただくとか、自主防災組織、あそこにはあるようなので、そういう人をお願いするとか、わかりませんが、そういうところも含めて検討していただければなど。

特に、畳なんかは、わざわざ水かぶったんじゃ重いですからね。その辺のどこかに上げておくとか、そういうのは必要ではないかなと、こういうふうに思います。内部で、自分だけではやっぱりできないので、周りに助けてもらいながらやっていただければなどと思います。

私、最後に総括をさせてもらおうと、まず庁舎を建てる前に、皆さんの意識改革と内部統制をしっかりと新たに立て直してから庁舎の議論を進めるべきだと、このように申しまして一般質問を終わらせていただきます。お世話になります。

あと、最後に、今まで長年お勤めになって退職される皆様が多々いるかと思えます。こちら側から小田倉課長さんと、先ほども言いましたけど、福田課長さんでございました。大変お世話になりましたが、今後とも市の発展に御尽力いただきますよう、お願いいたしたいと思えます。ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、12番渋井由放議員の一般質問は終了いたしました。

ここで、休憩をいたします。再開を午後1時40分といたします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時40分

○議長（沼田邦彦） 休憩前に引き続き再開します。

通告に基づき4番、荒井浩二議員の発言を許します。

4番荒井浩二議員。

〔4番 荒井浩二 登壇〕

○4番（荒井浩二） 議場内の皆様、こんにちは。議席番号4番の荒井浩二です。このたび、沼田議長より発言の許可をいただき、通告に従って2つの項目について一般質問を行います。

まず初めに、あと1カ月を残し、今年度末に退職される福田総務課長、小田倉都市建設課長、両氏の本市における長年の御尽力と御苦勞に厚く御礼を申し上げるとともに、また今後とも、

引き続きの本市に対する変わらぬお力添えをあわせてお願い申し上げます。ありがとうございました。

さて、今朝は寒の戻りが肌身にしみる冷え込みでありましたが、先ごろ、桜の開花予報が各気象情報会社より発表され、きのう更新された情報では、差し当たり、栃木県宇都宮における予想は3月19日から24日頃で、例年に比べておよそ1週間前後早く開花するとされています。

しかし、毎年のことながら、桜の花見は待ち遠しくある一方で、今春は、昨夜も急遽として新型コロナウイルスの感染拡大を受け、政府により発表された幼稚園や保育所、学童保育を除いた全小中高の学校に対する前代未聞の休校要請にあらわれるように、国内は既に春の嵐の渦中にあり、花見も含めた各行事はもちろん、生活や経済に多大な影響を及ぼしております。

春の嵐というと、ヘルマン・ヘッセの小説がありますが、日本の小倉百人一首にもこのような句があります。「花さそふ嵐の庭の雪ならでふりゆくものはわが身なりけり」、入道前太政大臣の句ですが、現代語訳に訳すと、桜の花を誘って吹き散らす嵐の日の庭は花びらがまるで雪のように降っているが、実は老いさらばえてふりゆく。古くなっていくのは自分自身なのだといった意味の句です。一見華やかな春の嵐を想起させつつも、その吹き荒れる嵐の風の中にいる自分をふと客観的に見つめ直し、我が身が置かれた状況を自分自身の変化を認識するそのさまに、昔はよかったけど自分も変わったなど。社会は、季節のように同じ円環的な変化を繰り返しはしませんが、視点の切りかえによって、現代社会の目まぐるしい環境の変化に惑わされず、臨機応変に適用していかなければならない危機感めいた冷静な気づきをこの句からは読み取ることができます。

東日本大震災以降、日本は、自然、社会、科学と、さまざまな方向から揺さぶりをかけられ、時代の急速な変遷によって、失われた30年の中でも辛うじて取り繕ってきた先進国としての地位から今やふるい落とされかねないところまで来ていると、昨今の社会を取り巻く情勢を鑑みて、私自身は危機感とともに感じております。

そのパラダイムの変遷にすぎりついていくためにも、社会の、そして本市の持続可能性を模索すべく、その一助となるべく質問をしていければと思います。執行部の皆様におかれましては、何とぞ真摯な対応とお手やわらかな答弁を期待しまして、質問者席より質問させていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） それでは、1つ目の質問項目、シティプロモーションと観光情報の充実について。

先日の小堀先輩の答弁とも重複するところがあるとは思いますが、私の観点で伺います。

シティプロモーションと観光情報の充実について。令和2年度的那須烏山市予算案にも記載があるように、本市では現在、定住促進策という観点から、来年度の目玉事業の1つとも言える新たなシティプロモーション事業を一般財源から231万円の予算で企画しております。差し当たって検討されている事業の概要と目指している方向性について、また現在の進捗状況について伺います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） シティプロモーション事業の概要と目指している方向性、現在の進捗状況についてお答えいたします。

初めに、事業の概要についてお答えいたします。

これまで情報発信や定住支援等によるプロモーションに取り組んでまいりましたが、さらなる魅力向上を図るため、市のキャッチフレーズを策定中でございます。今後は、キャッチフレーズやイメージキャラクター等を活用した魅力の向上、SNS等を活用した情報発信等に取り組んでまいります。

令和2年度の新規事業といたしまして、令和元年8月に栃木県と県内全市町により行われた「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」に基づき、プラスチックごみ削減やキャッチフレーズのPRを図るため、エコバッグを製作いたします。また、「イメージキャラクターを活用したインフォメーション看板」の製作や、市民がInstagramを活用して市の情報等を発信する「SNSを活用した情報発信事業」を計画しております。

次に、目指している方向性についてお答えいたします。

これまでは主に、市外に向けたプロモーションを実施してまいりましたが、今後は市内に向けたプロモーションも強化することにより、市民がSNS等を活用して本市の魅力を広げ、市外へのプロモーションにつながる仕組みを構築してまいりたいと考えております。

次に、現在の進捗状況についてお答えいたします。

平成29年5月に策定いたしました「シティプロモーション基本方針」の実施期間が本年度で終了いたします。新たな方針の検討に当たり、本市の魅力や情報の発信方法を把握するため、市民との意見交換会「ナスカミライカイギ」を開催いたしました。多くの貴重な意見をいただき、情報発信に有効な提案を参考に、令和2年度の新規事業「SNSを活用した情報発信事業」を計画したところでございます。

今後は、新規事業の円滑な実施に向けた準備のほか、新たなシティプロモーション方針の策定を進めてまいりますので、御理解をお願いします。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） シティプロモーションについて市長から答弁いただきまして、まずシ

ティプロモーションについての基本的な考え方についておさらいするために、自治体、民間企業など産官学融合で組織され、県内だと佐野市が加盟していて、2013年ごろに発足したシティプロモーション自治体等連絡協議会というところのホームページに記載されているシティプロモーションの概要の中から説明を抜粋すると、「シティプロモーションは、地域再生、観光振興、住民協働などさまざまな概念が含まれています。シティプロモーションの捉え方は多々あります。その1つは、そこに住む地域住民の愛着度の形成と考えます。その先には、地域の売り込みや自治体名の知名度、認知度の向上と捉えることも可能です。さらに、みずからの地域のイメージを高め、経営資源の獲得を目指す活動と考えることもできます。このような活動を通して、自治体の独自性、自治体アイデンティティの確立も1つの捉え方になります」。

このように、シティプロモーションの取り組みは、各方面に広がっていく能動的な活動になります。先ほど市長の答弁の中で、以前は主に市外に向けたプロモーション事業を行っていて、今度は市内に向けた住民、地域レベルでのプロモーション、地域内でまずプロモーションを高めて、それを外ににじみ出るように発展させていくというような方針になるかと思うんですが、こちらにはやはり地域から広がるような活動というものが説明文として載っております。

また、引き続き抜粋になりますが、「今日、自治体間競争が活発化しつつあります。自治体間競争とは、『地方自治体がそれぞれの地域性や空間的特徴などの個性、特色を生かすことで創意工夫を凝らした政策を開発し、他地域から住民等を獲得すること』と定義することができます。激化しつつある自治体間競争の中において勝ち抜くためには、少なくとも負けないためには、従来にない新しい発想や取り組みが求められます。その意味では、今、自治体は変革期であり、新しい時代も迎つつあります」と、抜粋はここで終わるんですけども、本市がいかに潜在的な魅力にあふれていようとも、それが伝わらなければ元も子もありません。人と情報のマッチングが人と人をつなげ、また地域との関係をもたらずでしようし、その逆で、土地が人をつなげることもあるはずで。

使い方に多少コツがあるとはいえ、今、素人でも誰でもスマートフォンとかを使ってSNSを筆頭としたさまざまな媒体を生かすことで、インターネットの通信技術の発達で情報発信することはとても簡単になってきております。「バズる」などの言葉をメディアでも耳にされたことがあるかもしれませんが、SNSでは話題性が豊富で、認知度の点でもよくも悪くも起爆力があります。

市内でも、烏山教習所がツイッターに投稿した交通安全啓発に関する動画がテレビで取り上げられて大きく話題になったりもしました。そうした話題沸騰を期待して本市の広報を行うのもいいんですが、シティプロモーションの目指すところは、認知度の向上からさらに先で、仮想空間上でもない現実の那須烏山市に直接足を踏み込んでもらう、その小さな一歩がジャイア

ントステップとして始まるんじゃないでしょうか。

そこで、当事者の中における幾つかの施策についてお伺いしますが、先に、本市におけるシティプロモーション事業のあり方について、先ほど市長からも答弁がありましたので、まちづくり課長にお伺いします。プロモーションという言葉を知ると、どうしても営業活動的な側面を想像しがちではあると思うんですが、本市におけるシティプロモーション活動というのは、地域再生を1つの目的としているようですね。そこに関連して、住民協働や観光振興という点で、地域住民とそれに対する移住、観光を目的とした営業活動のバランスと申しますか、進め方と申しますか、浸透のさせ方というのはどのように考えていらっしゃいますか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 平成28年にまちづくり課ができましたから、当時から、地方創生、営業戦略というようなことで、いかに営業活動するかというような視点でこの3年間取り組んでまいりましたが、なかなか効果は上がらないというのが現実でございました。その間、逆に、地域の人々が地域を知らない、そこにもっともっとクローズアップされ、もっともっと地域を知ること、それが基本的には市外に向けたアプローチになるのかなというふうなまちづくり課としては整理したところでございます。

先ほど市長の答弁のとおり、今までは市外に向けたプロモーションをメインでやっておりましたが、今後は、市内に向けたプロモーションを行うことによって、結果的に市外に拡散していくところを狙っているところでございます。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 地域住民の愛着度の形成、つまり地元愛、郷土愛が地域のイメージを高めて、それらの独自性が個性となって市の内外で共有され、浸透、周知されていくというような理解でよろしいですかね。

それでは、次に個別の、先ほど市長からあらましとして大体説明があったんですが、新しいシティプロモーションの事業内で実際に企画されている各アイデアについて教えてください。

先ほど、まずSNS等を利用したプロモーションということで、インスタグラム、ツイッター、フェイスブックなどが考えられるんだと思うんですが、それらをどのように活用していくつもりなのでしょうか、お伺いします。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 新年度の事業、SNS情報発信事業として考えている内容につきましては、まず地域資源がたくさんあるというのは皆さんも御承知のことと思います。その中で、烏山駅が当然、核になります。その烏山駅、そこには毘沙門天、また宝積寺を通し

た七福神、その七、ラッキーセブンを活用した情報発信する市民を募って、ハッシュタグを利用した市内に向けた情報展開をしていきたいというふうに考えております。

その結果、今のところ仮称ですが、「なすからいふ特派員」というような名称で進めたらいいかなというふうに思っておりますが、つまらない日常の生活をもっともっと市内にアピールして、それがおもしろいことにつながるような、そういう発信才能がある情報発信者を今選択中でございます。それらの7人を活用した展開がもっともっと外に行くような事業展開をこれから図ってまいりたいと考えております。

その中で3つだけ、大きな基本としていかに「なすからいふ」を伝えられるか。「なすからいく」、これはいいねとかシェアできるような、そういうようなものをふやす。また「なすからぶ」を育てる。これは那須烏山市を愛する郷土愛を醸成する、そういったところを狙ってこの大きな3つのポイント中心に発信してまいりたいと考えております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 先日も小堀議員の答弁の中でもあったんですが、本市にはブレイクする材料は全部揃っていると。あとは配置と人材の発掘と育成だということで、先ほど七福神、烏山線とも縁があって、那須烏山市だけにとどめるのももったいないのかなと思うんですが、それら七福神となる大使的な方の人材の選定とか対象とかというのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） まず、当然、SNS、ハッシュタグを利用した、そういった活動を積極的に行っている市民、その中で市外から市内に居住し、市のよいところを知っているような市民、またずっとここで生まれ育ってお祭り等に詳しい方、そのほかに外国の方、もしくは英語が堪能な方、そういった方を通した英語とか外国語による発信、そういったものも全て兼ね備えた七福神、7人が揃っていくような感じでイメージしております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 市内在住で、SNSをよく利用されていて、基本的に、多分、フォロワーが多い方をお使いになられるんだと思うんですが、例えば以前も滝口議員の議会での答弁の中で、本市出身でもほかに行っている方、高校だったりとか大学だったり、そういうふうに進学されている方が外から市をプロモーションするような人というのは考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 新年度の当初は、先ほど言った7人を中心としたSNSで

の発信事業を展開しつつ、その後につきましては、烏山学3年間通して卒業された生徒、もしくは烏山学を通さなくても、市内から市外に行った学生を中心にした若い人、いろんな地域にかかわりを持つ方がいらっしゃると思います。そういった方をうまく活用した、そういった方が市外に向けて発信する、そういったものも第2弾としては、今のところ事務局の中では検討している最中でございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） それらの本市に関係があつて本市外で生活されている方、烏山高校出身者だったりとか、そういう方がいらっしゃると思うんですが、外に進学されるときに、例えば奨学金なんかを中には受けて進学される方なんかもいらっしゃるって、ある意味、本市から奨学金を受給されて進学するというのは、それなりに市に借りというか、何か市と関係があるのかなと思うんですが、その中でもやっぱり奨学金というの、個人情報とかの問題があつて、いろいろ受給要件の中でプライバシーというのがあるので、なかなか難しいかもしれないんですが、そういったものを、奨学金の面接があると思うんですが、その中で提案して、本人にそういう大使の任を担っていただくということは可能だったりするんでしょうか。神野課長、どうでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 神野学校教育課長。

○学校教育課長（神野久志） 奨学金を受ける学生さんについての大使の件につきましては、そもそも勉学の意思があつて、それで進学をしたいという趣旨で交付しているものが基本になっておりますので、その学生さんとか交付する皆様方には、例えば進学される大学とかそういったところで、何らかの部活動とかそういった形で、そういう機会の中で市をPRしてくれとか、そういうお願いは口頭ではお願いできるかなと思います。ただ、大使になってくれとかそういった部分については、やはり本人のお考え等がありますから、ちょっと難しいかなと考えております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 大使は全部奨学金受給者というわけではないと思うので、その中で、個人としてはなかなか特定されにくいような環境をつくって、本市出身の方に外でPRを担っていただけるように何かいい案をぜひ考えていただければいいかなと思います。

また、ほかの事業の中にエコバッグの利用というのがあったんですが、こちらはこういった用に配布される予定なんでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 市長の答弁にもありましたとおり、昨年の栃木県と連携して実施をした「栃木からの森里川湖プラごみゼロ宣言」に基づいて、本市としても特徴ある事

業を展開しようということで、エコバッグ、キャッチフレーズを今後作成してまいります、それを入れたバッグの作製を考えてございます。これの配布につきましては、こういった形になるかは現在検討中でございますが、各公共施設での販売、またはイベント等に出向いたときの販売、そういったところになるのかなというふうに考えております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こちらのエコバッグのデザインというのは、多分まだ決まっていんじゃないかなと思うんですが、その中でキャッチフレーズだったり、ハッシュタグをデザインの中に入れ込んで、ハッシュタグの認知度を図るなんていったことは可能でしょうか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 今、キャッチフレーズの話になりましたが、今のところ、定例記者会見とかをやるときに、後ろにボードがあるかと思うんですが、そういったところのボードなどにもキャッチフレーズ、またはハッシュタグを利用した絵柄が入る予定で今作製中でございますが、このエコバッグの中にも、ただ、プリントできる面積というのが限られているので、どの辺まで活用できるか今後検討させていただきたいと思います。いずれにしても、キャッチフレーズを含めたハッシュタグにつきましては、今後、いい発信材料の手段となりますので、よく検討してまいりたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） いい案だと思うので、ぜひ進めていただければと思います。その中で、エコバッグというと、やっぱり買い物ということで、市内の商工業とも関係があるのかなと思うんですが、こういったエコバッグというのは、市内の商工業者とか観光協会の中で販売していただいたり、その利用によってサービスを受けられるようなことを企画できたりとかというのはするのでしょうか。商工観光課長。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいまの質問にお答えします。

エコバッグ、プラごみ削減などの啓発に有効な手段であるとともに、市内の商工業者さんのほうでは、商業活性化の視点から見ると、にぎわいの創出の観点からも有効なものだと考えております。そちらでの協力体制、エコバッグを持っていったときに何かサービスがないとか、そういったことにつきましては、商工会を通して要請することは可能だと考えます。現在は、具体的なことについては全く詰めていない状態なので、今後、まちづくり課や商工会等、協議してできればと考えます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ぜひ各課連携して、このシティプロモーションという事業を進めてい

っていただければと思います。

あと、看板に関してなんですが、ゆるキャラを利用するということで、私もここなす姫になったことがあるんですが、ここなす姫は大変人気がありまして、私が参加したのは益子のトイボックスという、県南のほうの商工会議所の青年部のほうが企画されているイベントだったんですが、ほかに太陽のマークのコジマの着ぐるみだったり、とちまるくんだったりがいんですが、断トツでここなす姫が人気でした。ここなす姫のビジュアルというのは、市長とも、どちらかというところちょっとキャラかぶりするような点があるかなと、私、個人的には思っていますので、ぜひ活用していただければなと思っています。

また、「なすからいふ」というのはまちづくり課のほうで担当しているんですけども、これは予算的には総合政策課から来ているものでよろしかったでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 佐藤まちづくり課長。

○まちづくり課長（佐藤博樹） 平成28年度から「なすからいふ」の管理はこちらでやっておりますが、予算措置については総合政策課のほうを持っているものでございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） それでは、ホームページに関して、次の②の項目に進みたいと思います。

本市も既に、ホームページやSNSに代表されるインターネットをはじめ、紙媒体も含めたさまざまな方法を取り入れて観光情報の拡充に努めておりますが、本市における観光プロモーションの現状とさらなる観光情報の充実に向けた今後の課題と取り組みについて伺います。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 観光情報の充実に向けた今後の課題と取り組みについてお答えいたします。

本市においては、ホームページやSNS、紙媒体のパンフレットを活用した情報発信に努めるとともに、こうした媒体を活用した観光プロモーションを展開してまいりました。しかしながら、大きな成果が結びついてはいるわけではなく、これまでの手法に限界を感じており、このようなことから、観光庁から派遣いただきました専門家の協力のもと、本市における観光振興策に関する課題の整理と今後の進め方等について検証作業を進めてまいりました。

その中で、観光振興の指針である「観光振興ビジョン」の着実な実行に向けた推進体制の強化、紙媒体に頼らない効果的な情報発信手法への転換、そして機動的なウェブサイトの運営など、改善に向けた具体的なアドバイスを受けたところであります。

このたびの派遣事業を通じ、これまで気づかなかった新しい課題を発見するとともに、今後の取り組み方の方向性が明確になるなど、大きな成果を得ることができました。観光協会との連

携強化を図りながら、課題の解決に向けた各種取り組みを着実に実行してまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ホームページのリニューアル事業費というのが今年度の予算で新規に取り込まれているんですが、来年度予算案の目玉事業の1つで、ホームページは、情報化社会である現代のまさに本市の顔でありまして、先日の滝口議員の一般質問における答弁でも数字が出ましたが、年間約37万4,000件のアクセスがあって、1日当たりおよそ1,000件以上のアクセスが本市のホームページにあるとのことでした。

観光振興ビジョンにのっとなってということもあると思うんですが、このたびのリニューアルは、主にほかに何か理由といったものはあるのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） このたびの予算案に上げさせていただきました本市のホームページのリニューアル事業につきましては、現在契約している業者との契約が5年間を迎えて、令和2年度で5年目を迎えて終了するというこのために、現在利用されていますインターネットの環境の状況、また市民への情報提供、市外からの人口のアクセス等の増加を推進するため、また現在、古めになっておりますデザイン、またユーザビリティの観点からも時代に合った対応が必要だということで、今回リニューアルするということにいたしましたのでございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 5年の契約ということは、現在のサイトはその間、マイナーチェンジを経ながら利用してきて、更新されてきたということだろうと想像するんですが、今回のリニューアルによる大きな変更点、情報発信の面で新たに追加されるページや情報といったものはございますか。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 今回のリニューアルにつきましては、大きな変更といたしましては、今回のリニューアルは、サイトの全面見直しのフルモデルチェンジを予定してございます。見た目の点でも、サイトを閲覧する方、また、特に高齢者等の方にも見やすいサイトづくりというものを意識しまして、大きな変化ができるかわかりませんが、内容につきまして検討した上で、今後、業者との打ち合わせの中で詰めていきたいと思っております。

ただ、現在、結構人気があります山あげ祭の特設サイト、また「なすからいふ」の定住促進特設サイト等につきましては、結構見ている方から評判もよろしいので、リニューアル後のホームページの中で統合していきたいというふうに思っております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 山あげ特設サイトとか定住促進の特設サイト「なすからいふ」のほうの評判だというのは、私個人的にはちょっと驚きではあるんですけども、おおむね理解しました。

フルモデルチェンジという言葉の響きを聞いてですが、わくわくとか期待というものが、やっぱりフルモデルチェンジという言葉にはあると思うんですが、高齢者の方にも見やすいサイトづくりという点で、こちらとしては要望として、見やすさとか閲覧操作性を意識したデザイン面でも、最近、OSの中で、Windows 10とか、グーグルとか、スマートフォンの中にもアップルとかで広く取り入れられているフラットデザインと言われるもの、余りアイコンに影がついていたりとか、何かごちゃごちゃしていなくてフラットな感じのやつがあるんですけど、それに準じたセミフラットデザインというものもありまして、そういったものの採用を検討していただいて、それなりに流行を意識したサイトデザインを目指して、より一層、市の魅力発揚を行っていただければとお願いいたします。

また、情報刷新に伴い、サイトの統廃合も予定しているということですが、現在、別業者によってサイトを作成して、「なすからいふ」なんかは自分では更新できないと、職員自身では更新できないと話を聞いております。例えば、定住促進のサイトである「なすからいふ」にあるべき那須烏山市移住支援金制度というもの、予算で大体200万円ぐらい取られているものがあると思うんですが、それらの情報がまちづくり課のホームページにはあるんですが、「なすからいふ」の中には記載が見られないという情報の不整合があつて、そういったものがサイトを一本化することで、統合することで改善されるということは大変いいことだと思いますので、ぜひそういうふうに進めていただいて、またサイトとか情報がたくさんあると、情報を求める人にとって迷子になりがちですよね。どこに何があるかわからないということが容易に懸念されますので、なるべくやはりサイトを一本化していただき、またページも情報も膨張し過ぎないように、他自治体を参考にして精査し、業者とよく検討を重ねてください。

それと、ホームページに関しては、最後に、現在、機械翻訳システムによる多言語化対応がなされていますが、こちらは引き続き取り入れられるのでしょうか。

また、ホームページのスマートフォン対応版の作成予定はありますか。

それと、リニューアル化されたサイトの公開時期というのはいつごろになる予定でしょうか。

○議長（沼田邦彦） 石川総合政策課長。

○総合政策課長（石川 浩） 行政のホームページの多言語化対応につきましては、引き続き予定をしているところでございます。

また、スマートフォン閲覧対応のホームページにつきましては、時代の流れから行う予定としております。

公開時期につきましては、契約が切れますのが令和2年3月いっぱいですので、令和3年4月からの公開を予定してございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ホームページが全面リニューアル、フルモデルチェンジされるということで話が少し長くなってしまいましたが、シティプロモーションに始まり、プロモーションという観点からも、まちづくり的な側面からだけでなく、総合政策としての広報とまちづくり総合政策ですね、広報。あと、商工観光という面でのプロモーションというのも、やっぱり各課協働で意識しなければならないと思います。

そこで、商工観光課にお尋ねしますが、先ほどのエコバッグの件で、商工業者、観光協会との連携を図れるかもという話が出まして、さらにオール那須烏山体制で市の観光促進に臨むべく、SNSを含めたグーグルマップ等で無料で使えるオンラインサービスで市内の飲食店や商工業の情報をレビューだったり、フィードバックをサイト上に上げて、消費者や業者間のニーズをマッチングさせるための施策を、公務員という立場で公平性からも難しいのかもしれませんが、市職員みんなで市民に率先して行うということは可能だったりしますか。

○議長（沼田邦彦） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） ただいまの質問にお答えします。

私ども行政は公務員でありますので、市として特定の店舗さんを応援するという事はなかなかできかねるところでございます。しかしながら、ロコミマーケティングという効果は非常に重要なことと考えております。ぜひ先ほどのSNSを発信する7名の方をはじめ、民間レベルでの、例えば商工会さんですとか観光協会さんの皆さんなどで気運を盛り上げていただければ、私ども個人としてそこに参加するようなことはできるかと考えます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 確かにまとまった数のレビューとかフィードバックを見ると、その情報に対する信頼性だったり、にぎわいというのを感じて、かなりまちのにぎわいを感じ取るような演出ができると思うんですね。その中で、やっぱり立場というものがあるので、市を挙げてというのは難しいということなんですが、先ほども小原沢課長の答弁の中で商工会という名前が挙がりまして、自分も商工会の会員でありますので、そういった方向からこれらの運動ができないか実効性を検討して行って、そういった活動というのを以前、市の職員さんの中で、有志で自発的に個人の集まりでやっていたという話もちよっと耳にしたことがありますので、もし我々民間のほうから、私も含めた民間のほうからそういったことが実現されて、仮にそういった功績が認められれば、小原沢課長もおっしゃっていただきましたが、市民活動を応援するという事で、市職員がやはり本市のために自発的な活動ということでそれに倣ってくださ

るのかなということを期待して、このシティプロモーションの話は終わりにさせていただきます。

次に、項目（２）のものは、昨年の災害への対応も含めて現状の取り組みを、他同僚議員からも質問がありましたが、別の観点から、私の観点から確認するものとなります。２番、防災対策と災害時の被災者への対応についてお伺いいたします。

甚大な被害をもたらした台風１９号は、多岐にわたる影響と改善すべき課題を残し、現在、本市も全力でそれに向き合い、解決に向けて取り組んでいるところでございますが、これまでの過程で見えてきた問題点や今後必要とされる対策についてお伺いします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） これまでの過程で見えてきた問題点や今後必要とされる対策についてお答えいたします。

台風１９号の影響により、那珂川、荒川、江川が氾濫し、住宅等の浸水被害により多くの住民の皆様が避難を余儀なくされました。これまでの状況から見えてきた大きな問題点の１つに、過去の経験により、これほどまでの大きな災害を想定しておらず、早めの準備や避難がおくれたことが挙げられます。本市においては、幸いにも犠牲者はいませんでした。身の危険を感じながら近所の人や消防関係者に救助された方も多くおられました。

もう一つは、避難所の設置対応及び市と自治会等との連絡体制が不十分であったことでございます。市でも１２日の１３時には市内４カ所に指定避難所を設置いたしました。自治会等での自主避難所を含めると、最大１５カ所の避難所が開設されました。緊急的に職員を招集し対応に当たりましたが、災害発生初期は、どこに自主避難所が設置されたのか、何人の住民が避難したのか把握が困難でありました。

そのほかにもさまざまな問題が発生しましたが、今後の対策としまして、避難を行う場合は日中の明るい時間に行うこととあります。そのためには、台風が接近する２日～３日前から各種媒体を使って住民に周知し、関係機関と連携をし、早めの避難を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、指定避難所につきましては、今回避難者の多かった七合地区、下江川地区にも設置することで検討してまいりたいと思います。さらに、避難所に必要となる物資等が不足しているため、それらの購入を進めてまいります。

それから、自治会と連携体制を構築し、公民館等の自主避難所を開設した際の連絡や避難者の人数の把握、必要な物資の調整を図り、開設された際の職員の応援体制の整備を含め検討してまいりたいと思います。そのほか、平常時において、自治会や自主防災組織の防災訓練に参加し、防災講話等を積極的に実施し、住民の防災意識、防災知識の向上に努めてまいります。

で、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今、市長から答弁をいただきまして、避難所の設営に関する事、あらかじめ準備すること、自治会との連携といったことに関して御回答いただきました。

それで、前回、私の一般質問の中で、台風19号災害時の記録だったり、それらを生かし類似の災害が発生され、予見される際に、参照して防災対応、問題解決をスムーズに対応していくためのチェックリストの作成についてお願いしたことを覚えていらっしゃるかもしれませんが、現在、まだ災害復旧活動の半ばで、現場もそれらに向けて全力で取り組んでいる最中です。課内でも、庁内でも検討中の不確定な情報かもしれませんが、伝えられる限りで結構ですので、それらの進捗について教えてください。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） まず、記録につきましては、災害発生時に職員を招集した中で、広報担当については避難所運営に当たらず、まず災害現場の記録写真、こういったものを撮るといことで指示しまして、いろんな分野のところを取材というか、記録写真の撮影に出ているところがございます。また、各消防団から現場の記録写真等を収集して、写真等については残していきたいと考えております。

あと、令和元年度の事業というか、災害でございますので、決算時期に行財政報告書というのをつくると思うんですが、そこに災害編ということで特集で記録として残していきたい、そういうふうを考えております。

チェックリスト等につきましては、先ほどありましたように、各対策について今検討中でございますので、その中でいろいろ整備してまいりたいと考えているところがございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 記録は実は広報のほうで撮っていたということなんですが、いつごろの写真になるんですか。何時ごろの話ですか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 本当に夜中、水が出てきてという状況ですから、夜中というか。日付が変わる前から日付が変わった後、落ちつくまでということの記録の写真でございます。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 災害状況の把握といった点、初期対応として、ほかの議員さんの中には当たり前だとおっしゃる方もいらっしゃるかもしれませんが、現場単位で可能な限り、事前に予測して対応できた初期対応の中では結構いい動き、言い方、すみません、すばらしい例なんじゃないかなと思います。

そして、記録のほうで消防の記録があるということなのですが、ほかにも、市内には今ドローンなんかを持っていらっしゃる方も、私も持っているんですが、いたりして、私は撮っていないんですけども、そういった貴重な画像だったり映像を、記録として残っているものをお知らせ版等で募集して、それをアーカイブというか集めることというのは可能でしょうか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） これから記録集をつくる段階で、そういった市民の方からの情報を寄せていただくことはすごくありがたいかと思っておりますので、その辺は、募集の仕方については、ちょっと検討させていただきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） では、ぜひお願いいたします。

あと、避難所における自治会との連携というお話が出まして、名簿をつくって、例えば誰々が来ていないとかというような名簿をつくられるんだと思うんですが、そういった対応は今進んでいるようですので、ぜひ進めていっていただいて、あと、やはり前回、私が質問した中で、避難所の周知の中で、グーグルマップだったりピクトグラムの制定とかという、そういうことに関してはどうなっていますか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） グーグルマップにつきましては、避難所の位置、今ちょっと見直しを行っていますので、その辺がまとまりましたら、そこに落としていきたいというふうを考えております。ピクトグラムについてもあわせて考えていきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 私、さっきからグーグルマップ、グーグルマップと言って申しわけないんですけど、無料で使えるいいアプリケーションなので、ぜひ本市でも活用していただきたいと思います。

あと、やはり同僚議員の一般質問の中でも、農政課のほうで新たに作成するため池のハザードマップというのがあったと思うんですが、それに絡んで総務課のほうで新たにハザードマップを作成するともやっぱり言っておりまして、それというのはどこのものになるんですか。概要について教えてください。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） 令和2年度の予算の関係では、農政課のほうで10カ所のため池かな、そちらの関係のハザードマップをつくるという話を聞いております。総務課のほうでつくるのは、全体的な危機管理のためのハザードマップということで、現在は、昨年つくったハザードマップで皆さんのほうにお知らせしているわけでございますが、今回、江川の水害等が

ございましたので、県のほうでそういった想定水域が示された後、それもあわせて作り直すというふうを考えていますので、多分、令和3年度あたりにもう一度作り直しになるのかなと思っております。そのときには、農政課でつくったハザードマップの部分も落とし込んで、各家庭で1枚でそういったのがわかるようなことでは考えていきたいと思っております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 実際の被害を反映したもので各所網羅しているものを1枚で市民に提示できるというのは、ぜひやっていただきたいと思っております。防災に関して穴を埋めていくような作業なので、課長をはじめとして市職員の経験と知恵を絞って、できる限り穴のない防災対策とか防災網の形成を、市長を先頭として引き続き御尽力いただければと思っております。

次の質問に移ります。やはりこれも前回の定例会で同僚の青木議員からも質問がありました個別計画の件なんですけど、質問させていただきます。

災害対策基本法に基づく個別計画の策定と、その具体的な運用に対する指針、自力で避難が困難な要支援者等の災害弱者への対応について、また、先の災害に学び、今後の対応について見直された点についてお伺いいたします。

○議長（沼田邦彦） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 災害対策基本法に基づく個別計画の策定等についてお答えいたします。

まず、「個別計画の策定及び具体的な運用に対する指針」につきましては、国は自治体に対し避難行動要援護者の名簿作成を義務づけ、名簿をもとにした個別計画の作成を努力義務といたしました。

本市においては、災害時要援護者支援台帳の作成は完了しているものの、個別計画作成への取り組みにつきましては、高齢化により、地域によっては支援担当者を見つけることが困難等の理由から進んでおりませんでした。しかしながら、先の災害を教訓とし、現在、要配慮者支援マニュアル及び個別計画の作成に取り組んでいるところでございます。具体的な運用の指針につきましては、個別計画の策定の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、要支援者等の災害弱者への対応につきましては、現在、要援護者支援台帳は、平常時から自治会長と民生委員が共有しており、昨年10月の災害時においては、自治会長と民生委員が協力して、いち早く支援等に対応していただいたところでございます。災害時には地域での支え合いが重要でありますので、災害時だけでなく、平常時からの見守り等が必要であると感じているところでございます。

続いて、今後の対応について見直された点につきましては、まずは個別計画の作成に着手したことであります。早急に完成させ、有効な活用ができるよう、関係機関等に周知を図りたいと考えております。市としましては、自主防災組織等と連携した共助こそが防災の要であると

感じております。今後も関係機関等と連携し、避難所体制の確立に努めてまいりたいと思っております。

前回の社会福祉協議会での講話の中でも、足利市の川崎町ですかね、その皆さんたちもおっしゃっていましたが、日ごろからのつき合いがあることが一番そういう防災に強いということも伺っておりますので、より一層、自治会と連携して強固にしていきたいと思っております。御理解のほどお願いいたします。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 現在、個別計画の支援者を確保し、要支援者マニュアルの作成に取り組んでいるということなんですけれども、こちらは、個別計画でお伺いすると、例えば災害要支援者台帳というのは作成済みだというのが今、市長の答弁の中でありましたが、それの中で、支援者台帳って、人の名前が載ってそれを人に渡すわけなんですけれども、そういった中で支援者台帳の個人情報への配慮というのはどうなっているのでしょうか。こういったようなことをやられているのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 災害時の支援者台帳の申請する中に承諾の欄がございまして、那須烏山市の場合は、全員から承諾をいただいております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 個人情報に対しては問題ないということですね。

あと、中には、俺はそんな名簿に、何というか、助けなんか要らねえから支援台帳になんか載せなくていいよとかというような人がいらっしゃるかと思うんですが、そういった方というのは中にいらっしゃるのでしょうか。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 基本的に、民生委員さんをお願いして名簿のほうは作成しているんですが、その調査の中で、そういった方もいらっしゃるのではないかなと思っております。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 一応、いないという、目立ってはいないということで、皆さん、割と協力的なのかもしれない。協力的というような感じでいいんですかね。はい、わかりました。

また、それで、災害時だったり、今後また同じような被災を受けるかもしれないんですが、その中で現場レベルの取り組みについてお伺いします。

例えばいろんな私の知り合いの方の中にも、市から生活保護を受けていらっしゃる方もいらっしゃるしまして、そういった方が、今回、断水がありました。断水が終わるまで、断水

になるというあらかじめの情報も、あと給水場所に対して情報も得られなかったというんですね。もしかしたら通じなかったのかもしれないんですが。あと、ソーシャルワーカーさんからそういった連絡がそもそもなかった、連絡があったのが断水が終わってからだというような話を聞いたんですが、そういった面で、現場における連絡手段の中での改善点というのはあったりするのでしょうか。現場での取り組みを教えてください。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 実際に、生活保護世帯の方から、ちょっと情報が不足していたというお話はいただきました。ですので、それを受けまして、今、新規の申請、生活保護の申請があった場合、保護のしおりというものを渡しておるんですが、その中に、新たに「災害時の対応について」という部分を追加することで対応することといたしました。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 何か紙を配って周知をするということで、連絡、断水情報だったり給水場所の話を知らなかったというんですが、人によって言うことが違ったり、相手に対して言うことが違ったりする方もいらっしゃるって、ソーシャルワーカーさんとの関係の中で行き違いみたいなのが現場でももしかしたらあるのかなと思いますので、そういったものの信頼関係の構築みたいなのも含めてぜひ取り組んでいていただけたらなと思うんですよね。

今回、災害に対して課長も、今年度から新規で健康福祉課長になったと思うんですが、水上課長、そうですね。その中で、対応の中で感じたこととかって何か個人的にあったりしますか。個人的にというか現場の中で。

○議長（沼田邦彦） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 市長の答弁とちょっとかぶってしまうんですけど、私も先日の社会福祉協議会の振興大会のほうへ出席させていただきました、その中で「災害から学ぶ、支え合いの体制づくり」という記念講演がございました。講師の方は、先の台風19号で被災を受けた足利市川崎町の自治会長さんとか副会長さん、実際にボランティアに当たった方々だったんですが、その講話の中で、やっぱり災害状況を一番わかっているのは地元で、日ごろからのつながりが非常事態に大きな力を発揮するということを言っておりましたので、先ほど市長の答弁にもありましたとおり、やっぱり有事の際は地域の共助こそが大切であると感じております。

以上です。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） やっぱり何かあったときこそ人とのつながりというのが一番大切なのかなという印象です。

時間も差し迫ってまいりして、最後に1つ質問なんですけど、きのう、答弁の中で「ふれあいの里事業」とかの話も出て、「介護予防・日常生活支援総合事業」というのを市のほうでやっていると思うんですが、その中に「ふれあいの里事業」ということも含まれていまして、いろんな高齢者の方がいらっしゃって、活動されていたりとか、中には民間のサービスで訪問介護なんかもそれに関連してあるのかなと思うんですね。きのう、やはり答弁の中で総務課長が、Info Canal、新しい防災アプリ、防災システムの登録件数が930件ということで、これは早急に改善しなければならないと思うんですが、こういったアプリの登録というのを「介護予防・日常生活支援総合事業」の中で行うことというのはできますか。

○議長（沼田邦彦） 福田総務課長。

○総務課長（福田 守） すばらしい提案だと思いますので、事業者のほうにこちらから依頼して、協力をいただきたいと思います。

○議長（沼田邦彦） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） ぜひ、やはり各課連携してやっていただきたいと思います。

今回の私の一般質問の中では、防災と災害対応について質問いたしまして、災害復旧に関して、昨年、査定が終了して徐々に発注とかも始まっている中で、全体が見えそうで見えないというような感じで、皆さん全力で取り組んでいらっしゃるのかなと思います。その中でも答弁の中で、共助だったり協働だったりとかという言葉が出てきて、各課の取り組みの中でも、やっぱり商工観光課とまちづくり課で協力してやるとか、総務課と健康福祉課で協力してやるとか、地域間だけじゃなくて、各課連携で縦割り行政の脱却を図って、それこそ市長の言われるオール那須烏山体制で、シティプロモーションも含め市の運営に当たっていただきたいと思います。

これで、私の今期定例会の一般質問、最後の質問者となりますが、終わりにいたします。ありがとうございます。

○議長（沼田邦彦） 以上で、4番荒井浩二議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（沼田邦彦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は3月3日火曜日午前10時に開きます。本日はこれで散会いたします。大変お疲れさまでございました。

[午後 2時40分散会]